

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

5

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

総合保養地域整備基本構想に関する主務大臣協議の廃止等

提案団体

鳥取県、兵庫県、和歌山県、全国知事会

制度の所管・関係府省

総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

総合保養地域整備基本構想について、主務大臣への協議を廃止する等、廃止手続きを簡素化する。

具体的な支障事例

平成31年1月末現在で29道府県で30の基本構想が策定されているが、全国的に休止状態となっているものが多い。そのため、多くの道府県が基本計画の廃止や見直しを検討しているが、廃止等に当たっては、政策評価を行った上での主務大臣への同意付き協議を行う必要があり、手続きが進んでいない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

業務の負担軽減、効率化につながる。

根拠法令等

総合保養地域整備法第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、岡山県、福岡県

—

各府省からの第1次回答

総合保養地域整備法は、ゆとりある国民生活のための利便の実現、総合保養地域及びその周辺地域の振興を目的に昭和62年に制定されている。

同法では、都道府県は関係市町村に協議した上で基本構想を作成することとされている。また、基本構想について、主務大臣（総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣）に協議し、同意を得ることができるとされているが、現在の基本構想は全て主務大臣の同意を得ているところ。

市町村や主務大臣の同意を得られた基本構想の廃止にあたっては、

・適切な政策評価が実施されているか、関係市町村や民間事業者等との調整が十分に行われているか等の廃止に至るまでのプロセス

・都市計画や農業振興地域整備計画に基づく地区指定への影響や、廃止後の環境への配慮をどのように行うか等基本構想廃止の影響

を確認するため審査が必要である。

このため、政策評価を行った上での主務大臣協議は必要な手続きと考えている。なお、現在までに 12 の基本構想が主務大臣の同意を得て廃止されている。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

社会経済情勢が総合保養地域整備法制定時(昭和 62 年)、基本方針見直し時(平成 16 年)から変化する中、同意基本構想の廃止に係る事務負担が過大ではないか。

具体的には、第 1 次回答では、「廃止に至るまでのプロセス」や「基本構想廃止の影響」について確認するため国の審査が必要とのことであるが、すでに多くの同意基本構想が休止状態にある実態に鑑みれば、そうした確認事項について廃止に当たって改めて国の審査を経る必然性は失われているのではないか。

総合保養地域整備法に同意基本構想の廃止に関する規定がないにも関わらず、廃止を変更の一類型と解して取り扱い、同意付き協議を義務付けるとともに、具体の廃止手続について詳細に定め、その中で負担感の大きい政策評価を求めていることは不相当ではないか。

以上の理由により、廃止の手続を変更とは別途定め、例えば同意付き協議ではなく届出とするなど、より簡易な手続とすべきではないか。

また、届出となった場合においては、同意基本構想の廃止に当たって道府県に提出を求める書類について、基本構想の実現性が見込まれないことを確認するために必要な書類を最小限としていただきたい。

さらにどのような書類が必要であるかについては、同意基本構想を廃止しようとする道府県の事務負担が可能な限り軽減される方向で検討していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

総合保養地域整備基本構想の廃止に係る手続については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

第 1 次回答、第 1 次ヒアリングでは、廃止手続に際し、道府県に提出を求める書類について、自治体の負担軽減について検討することであったが、必要最低限に限るよう抜本的に見直されたい。

第 1 次ヒアリングでは、同意基本構想は策定時に主務大臣の同意を得ているからその廃止に当たっても主務大臣協議が必要との説明であったが、廃止の場合は道府県が国の支援を受けることはなくなるのだから、協議を義務付ける必要はなく、例えば届出で足りるのではないか。

現行制度では廃止を変更の 1 類型と解して変更の手続を廃止に準用しているが、総合保養地域整備法制定時(昭和 62 年)においては基本構想を廃止すること自体想定されていなかったのではないか。そうだとすれば、廃止の手続について同法の制約はなく、通知等により廃止の手続を新たに定めても問題ないのではないか。

各府省からの第 2 次回答

提案団体及び提案募集検討専門部会からのご意見を踏まえて、

- ①提出を求める書類を必要最低限にすること
 - ②道府県基本構想の廃止手続を主務大臣同意ではなく届出により可能とすること
- の 2 点の観点から、以下のとおり回答する。

①提出を求める書類を必要最低限にすること

廃止手続きに係る道府県の負担軽減を図ることは必要と考えており、主務大臣協議を行うにあたり、通知によって道府県に提出を求める書類については、必要最低限な書類に限るなどの見直しを行ってまいり所存。

具体的には、①各特定施設の整備予定がないこと、②関係市町村・民間事業者等からの反対がないことなど、基本構想の実現性が見込まれないことを確認するための必要最低限な書類をもって「政策評価」と見なすことなどを想定している。

引き続き、道府県にとって負担となっている具体的な内容もお伺いしながら検討を行い、できる限り早期に通知の発出を行ってまいりたい。

②道府県基本構想の廃止手続きを主務大臣同意ではなく届出により可能とすること

現行法令上、道府県基本構想については作成及び変更のみが規定されているところ。廃止の手続きを変更とは別に定める場合は、法改正が必要となり、作成時に主務大臣からの同意を得た基本構想の廃止手続きを届出とすることが法制的に問題ないかの検討をはじめ改正手続きに多大な時間を要するものと思慮。

一方、法改正によらず、通知等によって道府県基本構想の廃止を届出で可能とする場合は、法令上根拠のない届出義務を通知により自治体に課すことは適当ではないため、「届出を求める」内容の通知になるものと認識。このような任意の届出でもって基本構想を廃止することの是非についても、法制的な整理が必要と考えているところ。

このため、現時点では同意手続きを廃止し届出とすることが可能かお示しできないが、引き続き、抜本的な制度改正についても検討を行ってまいりたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【総務省(19)】【農林水産省(9)】【経済産業省(5)】【国土交通省(24)】

総合保養地域整備法(昭62法71)

総合保養地域整備法に基づく基本構想(5条1項)を廃止する場合の手續については、道府県の事務負担を軽減するため、主務大臣への協議を廃止し届出とすることについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

27

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の廃止

提案団体

長崎県、宮城県、福島県、新潟県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

法人代表者の氏名変更に係る届出を省略できるようにするため、大規模小売店舗立地法(以下、法という。)及び同施行規則を以下の通り改正することを求める。

法第6条第1項に、次のただし書を追記すること。「ただし、経済産業省令で定める変更については、この限りでない。」

施行規則に、次の条文を追記すること。「法第6条第1項ただし書の経済産業省令で定める変更は、大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表者の氏名の変更とする。」

具体的な支障事例

【現行制度について】

店舗面積が基準面積を超える大規模小売店舗の立地に当たっては、周辺地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条の規定により、店舗の名称及び所在地、設置者及び小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人代表者の氏名等について、都道府県に届け出なければならないこととされており、同法第6条第1項の規定により、届出事項に変更がある場合についても同様とされている。当該届出があったときは、都道府県は、同法第5条第3項及び第6条第3項の規定により、届出事項の概要、届出年月日及び縦覧場所について公告するとともに縦覧に供することとされているほか、同法第8条の規定により、立地市町村への通知及び立地市町村等からの意見聴取並びに意見概要の公告等を行うこととされている。

【支障事例】

店舗設置者または小売業者の法人代表者氏名の変更については、複数店舗を展開している法人の場合、代表者が変更となる都度、届出された全ての店舗について変更の届出が必要となり、届出者及び行政側の事務処理の負担が大きくなっている。同法第6条第1項の法解説によれば、設置者等に関する基本的な情報の変更については、都道府県としてもその事実を了知しておく必要があるとされているが代表者の変更は、法の目的である周辺地域の生活環境の保持の観点からは、軽微な事項と考えられる。また、昨今のインターネット等の普及により容易に把握することが可能であるため、届出の都度公告及び縦覧に供する等の一連の手続きが目的に比して過度な負担となっている。

【支障の解決策】

大規模小売店舗立地法及び同施行規則の改正を行い、法人代表者の氏名変更を同法第6条第1項の届出事項から除外する。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

当該改正が行われることで、事務の省力化が図られ、全国規模で届出者、行政双方の負担軽減に繋がる。

根拠法令等

大規模小売店舗立地法第6条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、青森県、花巻市、小山市、船橋市、八王子市、相模原市、三条市、金沢市、長野県、可児市、愛知県、堺市、兵庫県、岡山県、高知県、福岡県、熊本市、宮崎県、延岡市

○大規模小売店舗立地法第6条における店舗設置者または小売業者の法人代表者氏名の変更については、店舗毎に変更後速やかに届出することとなっている。当県においては、近年、同法第5条第1項に基づく新設の届出が増加傾向にあり、変更があった場合には、今後さらに同法第6条に基づく変更の届出が増加するものと考えられるため、除外することにより行政の負担軽減に繋がると考えられる。

○複数店舗を展開している法人の代表者が変更する場合は、既に届け出ている全ての店舗分について変更の届け出が必要となる。代表者の変更は、法の目的である周辺地域の生活環境の保持の観点からは軽微な事項と考えられるが、届け出の都度、公告及び縦覧に供する等の一連の手続きが関連する全ての店舗分発生するため、届け出者にとっても、行政側にとっても、過度な事務の負担となっている。

○複数店舗を展開している法人の代表者氏名の変更について、代表者が変更となる都度、届出された全ての店舗について変更の届出を処理する必要があり、当県においても事務処理の負担が大きい。

○大規模小売店舗立地法第6条第1項では、店舗設置者及び小売業者の法人代表者氏名の変更を届出事項として定めているが、これらは、変更があったことを把握できていれば事足りる事項であり、法の解説においても「変更後遅滞なく報告がなされれば足りる」としている。それに対して変更届出の手続きは、代表者の変更が生じる都度届出を出さなければならず、複数店舗を構える法人に至っては手続きが多大となり、第6条第1項の目的に比して手続きが過度な負担となるものである。そのため、法人代表者の氏名変更に係る届出を廃止することで、届出者及び行政側双方の手続き業務の負担を軽減することが可能となる。

○当県においても同様に設置者又は小売業者の代表者変更に伴う届出を毎年50件ほど受理している。代表者氏名の変更が、地域住民の生活環境に支障をきたす恐れはないと思料するため、法の趣旨を鑑みても届出を廃止することによる特段の影響は生じないと考える。

○複数店舗を展開する法人の代表者変更の件数が近年大幅に増加し事務負担が大きくなっている。特に、設置者ではない複数店舗を展開する小売店の代表者変更については、周辺地域の生活環境との関連性は薄いと考えられる。また、届出受理後公告・縦覧手続きをとり、立地市町村への通知、意見聴取を行っているが、意見が提出されたことはなく、問い合わせがあったこともない。

各府省からの第1次回答

今回、変更時の届出の廃止が検討されている法第5条第1項第2号に規定する大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表の氏名（以下「代表者氏名」という。）は、法や指針で求める対応について責任を持つ者に関する基本的な事項であり、都道府県等の法執行上重要な事項である。すなわち、同項第6号では施設の運営方法に関する事項が届出の対象となっているが、具体的には開店時刻及び閉店時刻など小売業を行う者に関する事項も含まれており、その確認等に当たっては代表者氏名を都道府県等が活用することなども想定されている。従って、引き続き届出を求めることとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回の提案は、法人代表者の変更に係る法第6条第3項に基づく公告・縦覧や法第8条第1項に基づく立地市町村への意見聴取等手続きが法の目的に比して過度な負担となっていると考えられることから、手続きを廃止しようとするものである。なお、当県においては、開店時刻及び閉店時刻等の実態把握にあたっては、届出担当者や実店舗への確認及び現地調査により対応しているため、小売業者の法人代表者の届出情報はこれまで活用しておらず、また、今後法人代表者の氏名が必要となった場合には、当該法人の会社HP閲覧、公用での登記簿謄本の請求、法人への直接の聞き取りで把握することが可能であることから、法人代表者氏名変更の届出が廃止されても実務上支障はない。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【青森県】

大規模小売店舗立地法6条1項の法解説によれば、代表者氏名については変更を把握できればよいとあり、現

状の代表者氏名は届出を提出させずとも、インターネット等の普及により容易に把握することが可能である。また、現行法において定められた変更事項において、小売業を行う者に関する事項が含まれているが、その確認に当たって代表者氏名を県で活用することは実務上ない。

【小山市】

「開店時刻及び閉店時刻など小売業を行う者に関する事項も含まれており、その確認等に当たっては代表者氏名を都道府県等が活用することなども想定されている」とあるが、具体的には、どのように代表者氏名を活用して確認するのか疑問が残る。法人名及び所在地を把握できているのであれば事足りると考える。

【岡山県】

確認等に当たって、代表者氏名を活用することは基本的にあり得ない。代表者個人としての申請ではなく、法人単位での申請となるため、代表者氏名の活用は特になく考えられる。

【熊本市】

重要事項として責任者を確実に把握する上で、大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、店舗設置者及び小売業を行う者の法人代表者の氏名の変更に係る届出を求めることについては理解するが、同法第5条第3項及び第6条第3項の規定による公告及び縦覧に供すること、また同法第8条の規定による立地市町村への通知及び立地市町村等からの意見聴取などの一連の手続きについては、代表者の変更が、本来の目的である地域住民の生活環境の保持に直接与える影響はないと考えるため、目的に比して過度な負担となっていることから、第6条第3項の手続きの対象から除外する法及び規則の改正を求める。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

代表者氏名の情報が必要な場面があるとしても、届出事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、より効率的な情報把握の方法を検討し、法人代表者の氏名の変更の届出については廃止・見直しを検討すべきではないか。

仮に変更の届出は必要であり、廃止が困難であったとしても、法人代表者の氏名の変更のみの場合にも、公告、縦覧、意見聴取等の他の事項の変更の場合と同じ手続を求めるのは、「周辺の地域の生活環境の保持」という法目的に照らしても過大であり、届出後の手続の見直しを行うべきではないか。

都道府県等の実態や意向を確認し、第2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示していただきたい。

各府省からの第2次回答

現在アンケートを実施中であり、その結果を踏まえ対応を検討。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【経済産業省】

(6)大規模小売店舗立地法(平10法91)

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者が法人である場合の代表者の氏名(5条1項2号)の変更の届出(6条1項)については、廃止する方向で検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

32

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

電気事業法第2条第1項5号口の「経済産業省令で定める密接な関係を有する者」の要件緩和

提案団体

前橋市、群馬県、太田市、沼田市、安中市、中之条町、嬭恋村、片品村、玉村町

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

地方公共団体が自己託送を利用する場合において、地方自治法で規定する指定管理者を電気事業法第2条第1項5号口の「経済産業省令で定める密接な関係を有する者」の範囲に原則含めるものとする。

具体的な支障事例

自己託送を利用することができる者の範囲について、「自己託送に係る指針」では、発電設備の設置者及び経済産業省令で定める密接な関係を有する者としている。

地方公共団体が自己託送を利用しようとする場合、直営の施設であれば問題はないが、指定管理施設は上記の範囲に含まれるかが問題となる。

当市では市有施設から排出される温室効果ガスの削減等を目的として、令和3年12月から清掃工場の余剰発電を活用した自己託送を開始したが、指定管理施設への託送可否について資源エネルギー庁に確認したところ、対象施設が指定管理施設であること、保安規定上の設置者名義が指定管理者であることを示すだけでは不十分であり、市と指定管理者とが「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に規定する、生産工程、資本関係、人的関係等において密接な関係にあることを示さなければ認めるとの回答であった。

指定管理者制度は、地方自治法第244条の2第3項に基づく行政運営手法であり、指定管理者が施設の維持・運営を行うとしても施設の処分に係る最終権者は当該地方公共団体にある。

しかしながら、同庁の現行解釈では、同じ施設であっても制度を活用すると託送可否について施設ごとに上記のような関係性を示さなければならず、また、指定管理者ごとに判断が異なりかねないため、直営の施設と同様の発電エネルギーの有効活用や温室効果ガス削減策を講じることができなくなってしまう。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

指定管理者制度など多様な行政運営手法を活用している地方公共団体においても自身が設置する再生可能エネルギー発電設備で発電した電力の有効活用策の選択肢が増える。

あわせて、再エネ設備の導入状況や地域の再エネポテンシャルといった地方公共団体ごとの実情に合わせた温室効果ガス削減に向けた対策の幅を広げることができる。

根拠法令等

電気事業法第2条第1項5号口、電気事業法施行規則第2条及び第3条、自己託送に係る指針(令和3年11月18日経済産業省)、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(20210706 資第1号)、地方自治法第244条の2第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、川崎市、新潟市、大阪府、広島市、今治市、熊本市、鹿児島市

○地域脱炭素に向けた自治体による率先した取組が求められているなか、当提案は自治体による再生可能エネルギー電力の活用可能性を拓げるものであり、有益であるとする。
○指定管理施設への自己託送可否について、関係機関との協議に時間を要している。
○当市では令和4年4月より自己託送実証事業を行っており、今後指定管理施設についても託送先施設として検討を行うため。
○当市では、まだ指定管理者施設への自己託送を実施していないが、今後、指定管理者施設へ自己託送することも想定されることから、再生可能エネルギーの有効活用策の選択肢を広げる必要がある。

各府省からの第1次回答

自己託送制度は、自家用発電設備を設置する者が、当該自家用発電設備を用いて発電した電気を一般送配電事業者が維持し、及び運用する送配電ネットワークを介して、当該自家用発電設備を設置する者の別の場所にある工場等に送電する制度です。自己託送を利用することができる者は、電気事業法第2条第1項第5号口における「電気事業の用に供する発電用の電気工作物以外の発電用の電気工作物を維持し、及び運用する」者と定められており、指定管理者制度を活用した場合であっても、自治体が当該設備を維持し、及び運用していることが認められる場合には自己託送を利用することが可能となっています。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「指定管理者制度を活用した場合であっても、自治体が当該設備を維持し、及び運用していることが認められる場合には」とあるが、具体的な支障事例で既に記載のとおり、過日、資源エネルギー庁に確認した際、市が設置した施設であっても、保安規定上の設置者が指定管理者となっている場合は、地方公共団体（首長）と指定管理者の「密接な関係」を別途示す必要がある、との回答を受けている。この考え方では支障は解決しないため、提案実現に向けて再検討いただき、認められる場合の具体的な要件及び必要な証明手段を例示いただきたい。指定管理者制度は地方自治法で認められた行政運営手法であり、送電を受けようとする施設が地方公共団体所有の施設であることは明白である。したがって、市が設置した清掃工場で発電した電気を指定管理施設に自己託送する行為は、「当該自家用発電設備を設置する者の別の場所にある工場等に送電する」行為にほかならないと考える。指定管理者は地方公共団体とは別の者であって、「密接な関係」を示す必要があると解するとしても、例えば設置管理条例等によって送電を受けようとする施設が指定管理者制度を活用した地方公共団体所有の施設である事実を示せば「密接な関係」の証明として足りると考える。指定管理者制度を活用している施設に対しても、それ以上の「密接な関係」の証明を求める必要があれば、理由をあわせて説明いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。
【全国町村会】
提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

自己託送制度は、自家用発電設備を設置する者が、当該自家用発電設備を用いて発電した電気を一般送配電事業者が維持し、及び運用する送配電ネットワークを介して、当該自家用発電設備を設置する者の別の場所にある工場等に送電する制度である。自己託送を利用することができる者は、電気事業法第2条第1項第5号口における「電気事業の用に供する発電用の電気工作物以外の発電用の電気工作物を維持し、及び運用する」者と定められており、指定管理者制度を活用した場合であっても、自治体が当該設備を維持し、及び運用していることが認められる場合には自己託送を利用することが可能である。その確認の手法として、一般送配電事業者に対し自治体と指定管理者間の契約書を示すなどして、指定管理者制度を活用した自治体所有施設であることを

説明いただくことが考えられる。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【経済産業省】

(4)電気事業法(昭39法170)

地方公共団体が自ら管理する施設と指定管理者(地方自治法244条の2第3項)に管理を行わせている施設との自己託送については、地方公共団体と指定管理者との密接な関係(2条1項5号ロ)を証明せずとも、指定管理施設の供給地点が明示されている協定書等を示すことにより可能であることを明確化し、一般送配電事業者及び地方公共団体に令和4年度中に周知する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

43

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

電気事業法第2条第1項5号口の「経済産業省令で定める密接な関係を有する者」の要件緩和

提案団体

中核市市長会

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

地方公共団体が自己託送を利用する場合において、地方自治法で規定する指定管理者を電気事業法第2条第1項5号口の「経済産業省令で定める密接な関係を有する者」の範囲に原則含めるものとする。

具体的な支障事例

自己託送を利用することができる者の範囲について、「自己託送に係る指針」では、発電設備の設置者及び経済産業省令で定める密接な関係を有する者としている。

地方公共団体が自己託送を利用しようとする場合、直営の施設であれば問題はないが、指定管理施設は上記の範囲に含まれるかが問題となる。

前橋市では市有施設から排出される温室効果ガスの削減等を目的として、令和3年12月から清掃工場の余剰発電を活用した自己託送を開始したが、指定管理施設への託送可否について資源エネルギー庁に確認したところ、対象施設が指定管理施設であること、保安規定上の設置者名義が指定管理者であることを示すだけでは不十分であり、市と指定管理者とが「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に規定する、生産工程、資本関係、人的関係等において密接な関係にあることを示さなければ認めるとの回答であった。

指定管理者制度は、地方自治法第244条の2第3項に基づく行政運営手法であり、指定管理者が施設の維持・運営を行うとしても施設の処分に係る最終権者は当該地方公共団体にある。

しかしながら、同庁の現行解釈では、同じ施設であっても制度を活用すると託送可否について施設ごとに上記のような関係性を示さなければならず、また、指定管理者ごとに判断が異なりかねないため、直営の施設と同様の発電エネルギーの有効活用や温室効果ガス削減策を講じることができなくなってしまう。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

指定管理者制度など多様な行政運営手法を活用している地方公共団体においても自身が設置する再生可能エネルギー発電設備で発電した電力の有効活用策の選択肢が増える。

あわせて、再エネ設備の導入状況や地域の再エネポテンシャルといった地方公共団体ごとの実情に合わせた温室効果ガス削減に向けた対策の幅を広げることができる。

根拠法令等

電気事業法第2条第1項5号口、電気事業法施行規則第2条及び第3条、自己託送に係る指針(令和3年11月18日経済産業省)、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(20210706 資第1号)、地方自治法第244条の2第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、川崎市、新潟市、大阪府、広島市、今治市、熊本市

○指定管理施設への自己託送可否について、関係機関との協議に時間を要している。
○当市では令和4年4月より自己託送実証事業を行っており、今後指定管理施設についても託送先施設として検討を行うため。
○当市では、まだ指定管理者施設への自己託送を実施していないが、今後、指定管理者施設へ自己託送することも想定されることから、再生可能エネルギーの有効活用策の選択肢を広げる必要がある。

各府省からの第1次回答

自己託送制度は、自家用発電設備を設置する者が、当該自家用発電設備を用いて発電した電気を一般送配電事業者が維持し、及び運用する送配電ネットワークを介して、当該自家用発電設備を設置する者の別の場所にある工場等に送電する制度です。自己託送を利用することができる者は、電気事業法第2条第1項第5号口における「電気事業の用に供する発電用の電気工作物以外の発電用の電気工作物を維持し、及び運用する」者と定められており、指定管理者制度を活用した場合であっても、自治体が当該設備を維持し、及び運用していることが認められる場合には自己託送を利用することが可能となっています。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

回答によれば、現状でも指定管理者制度を活用している施設であっても自己託送が利用可能であると読み取れる。しかし、現状その利用が簡単ではないことから提案された要望であり、指定管理者が維持・運営を行っている施設において「自治体が当該設備を維持し、及び運用していることが認められる」ための具体的な要件及び必要な証明手段の例示を回答いただきたい（当該設備の維持運用にかかる業務は指定管理の範囲に含めず、直営とした場合なのか、あるいは、当該施設の管理手法を問わず、公の施設として自治体に帰属する施設である場合を指すのかなど。）。

具体的な支障事例で既に記載のとおり、指定管理者制度は地方自治法で認められた行政運営手法であり、当該施設が地方公共団体所有の施設であることは明白である。したがって、清掃工場で発電した電気を指定管理施設に自己託送する行為は、「当該自家用発電設備を設置する者の別の場所にある工場等に送電する」行為にほかならず、例えば設置管理条例等によって当該施設が指定管理者制度を活用した地方公共団体所有の施設である事実を示せば足りるということであれば支障は解消される。

しかし、過日の問い合わせに対する回答のように、保安規定上の設置者名義が指定管理者であること等を理由に地方公共団体（首長）と指定管理者の密接な関係を示す必要があるならば状況は何ら改善しないため、提案実現に向けて再検討いただきたい。なお、検討の結果、対応不可の場合は、指定管理者制度を活用している施設に対しても密接な関係の証明を求めたい理由をあわせて説明いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。
【全国町村会】
提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

自己託送制度は、自家用発電設備を設置する者が、当該自家用発電設備を用いて発電した電気を一般送配電事業者が維持し、及び運用する送配電ネットワークを介して、当該自家用発電設備を設置する者の別の場所にある工場等に送電する制度である。自己託送を利用することができる者は、電気事業法第2条第1項第5号口における「電気事業の用に供する発電用の電気工作物以外の発電用の電気工作物を維持し、及び運用する」者と定められており、指定管理者制度を活用した場合であっても、自治体が当該設備を維持し、及び運用していることが認められる場合には自己託送を利用することが可能である。その確認の手法として、一般送配電事業者

対し自治体と指定管理者間の契約書を示すなどして、指定管理者制度を活用した自治体所有施設であることを説明いただくことが考えられる。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【経済産業省】

(4) 電気事業法(昭39法170)

地方公共団体が自ら管理する施設と指定管理者(地方自治法244条の2第3項)に管理を行わせている施設との自己託送については、地方公共団体と指定管理者との密接な関係(2条1項5号ロ)を証明せずとも、指定管理施設の供給地点が明示されている協定書等を示すことにより可能であることを明確化し、一般送配電事業者及び地方公共団体に令和4年度中に周知する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

86

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の廃止

提案団体

宮城県、岩手県、仙台市、石巻市、柴田町、山形県、福島県、新潟県、広島県、長崎県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

法人代表者の氏名変更に係る届出を省略できるようにするため、大規模小売店舗立地法(以下、法という。)及び同施行規則を以下の通り改正することを求める。

法第6条第1項に、次のただし書を追記すること。「ただし、経済産業省令で定める変更については、この限りでない。」

施行規則に、次の条文を追記すること。「法第6条第1項ただし書の経済産業省令で定める変更は、大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表者の氏名の変更とする。」

具体的な支障事例

【現行制度について】

店舗面積が基準面積を超える大規模小売店舗の立地に当たっては、周辺地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条の規定により、店舗の名称及び所在地、設置者及び小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人代表者の氏名等について、都道府県に届け出なければならないこととされており、同法第6条第1項の規定により、届出事項に変更がある場合についても同様とされている。当該届出があったときは、都道府県は、同法第5条第3項及び第6条第3項の規定により、届出事項の概要、届出年月日及び縦覧場所について公告するとともに縦覧に供することとされているほか、同法第8条の規定により、立地市町村への通知及び立地市町村等からの意見聴取並びに意見概要の公告等を行うこととされている。

【支障事例】

店舗設置者または小売業者の法人代表者氏名の変更については、複数店舗を展開している法人の場合、代表者が変更となる都度、届出された全ての店舗について変更の届出が必要となり、届出者及び行政側の事務処理の負担が大きくなっている。同法第6条第1項の法解説によれば、設置者等に関する基本的な情報の変更については、都道府県としてもその事実を了知しておく必要があるとされているが代表者の変更は、法の目的である周辺地域の生活環境の保持の観点からは、軽微な事項と考えられる。また、昨今のインターネット等の普及により容易に把握することが可能であるため、届出の都度公告及び縦覧に供する等の一連の手続きが目的に比して過度な負担となっている。

【支障の解決策】

大規模小売店舗立地法及び同施行規則の改正を行い、法人代表者の氏名変更を同法第6条第1項の届出事項から除外する。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

当該改正が行われることで、事務の省力化が図られ、全国規模で届出者、行政双方の負担軽減に繋がる。

根拠法令等

大規模小売店舗立地法第6条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、青森県、船橋市、八王子市、相模原市、三条市、金沢市、長野県、可児市、浜松市、愛知県、豊橋市、堺市、兵庫県、岡山県、高知県、熊本市、宮崎県、延岡市

○複数店舗を展開している法人の代表者が変更する場合は、既に届け出ている全ての店舗分について変更の届け出が必要となる。代表者の変更は、法の目的である周辺地域の生活環境の保持の観点からは軽微な事項と考えられるが、届け出の都度、公告及び縦覧に供する等の一連の手続きが関連する全ての店舗分発生するため、届け出者と行政双方に過度な事務の負担となっている。

○複数店舗を展開している法人の代表者氏名の変更について、代表者が変更となる都度、届出された全ての店舗について変更の届出を処理する必要があるが、当県においても事務処理の負担が大きい。

○大規模小売店舗立地法第6条第1項では、店舗設置者及び小売業者の法人代表者氏名の変更を届出事項として定めているが、これらは、変更があったことを把握できていれば事足りる事項であり、法の解説においても「変更後遅滞なく報告がなされれば足りる」としている。それに対して変更届出の手続きは、代表者の変更が生じる都度届出を出さなければならず、複数店舗を構える法人に至っては手続きが多大となり、第6条第1項の目的に比して手続きが過度な負担となるものである。そのため、法人代表者の氏名変更に係る届出を廃止することで、届出者及び行政側双方の手続き業務の負担を軽減することが可能となる。

○当県においても同様に設置者又は小売業者の代表者変更に伴う届出を毎年50件ほど受理している。代表者氏名の変更が、地域住民の生活環境に支障をきたす恐れはないと思料するため、法の趣旨を鑑みても届出を廃止することによる特段の影響は生じないと考ええる。

○複数店舗を展開する法人の代表者変更の件数が近年大幅に増加し事務負担が大きくなっている。特に、設置者ではない複数店舗を展開する小売店の代表者変更については、周辺地域の生活環境との関連性は薄いとされる。また、届出受理後公告・縦覧手続きをとり、立地市町村への通知、意見聴取を行っているが、意見が提出されたことはなく、問い合わせがあったこともない。

各府省からの第1次回答

今回、変更時の届出の廃止が検討されている法第5条第1項第2号に規定する大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表の氏名（以下「代表者氏名」という。）は、法や指針で求める対応について責任を持つ者に関する基本的な事項であり、都道府県等の法執行上重要な事項である。すなわち、同項第6号では施設の運営方法に関する事項が届出の対象となっているが、具体的には開店時刻及び閉店時刻など小売業を行う者に関する事項も含まれており、その確認等に当たっては代表者氏名を都道府県等が活用することなども想定されている。従って、引き続き届出を求めることとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回の提案は、法人代表者の変更に係る法第6条第3項に基づく公告・縦覧や法第8条第1項に基づく立地市町村への意見聴取等手続きが法の目的に比して過度な負担となっていると考えられることから、手続きを廃止しようとするものである。なお、当県においては、開店時刻及び閉店時刻等の実態把握にあたっては、届出担当者や実店舗への確認及び現地調査により対応しているため、小売業者の法人代表者の届出情報はこれまで活用しておらず、また、今後法人代表者の氏名が必要となった場合には、当該法人の会社HP閲覧、公用での登記簿謄本の請求、法人への直接の聞き取りで把握することが可能であることから、法人代表者氏名変更の届出が廃止されても実務上支障はない。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【青森県】

大規模小売店舗立地法6条1項の法解説によれば、代表者氏名については変更を把握できればよいとあり、現状の代表者氏名は届出を提出させずとも、インターネット等の普及により容易に把握することが可能である。また、現行法において定められた変更事項において、小売業を行う者に関する事項が含まれているが、その確認に当たって代表者氏名を県で活用することは実務上ない。

【岡山県】

確認等に当たって、代表者氏名を活用することは基本的にあり得ない。代表者個人としての申請ではなく、法人単位での申請となるため、代表者氏名の活用は特になく考えられる。

【熊本市】

重要事項として責任者を確実に把握する上で、大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、店舗設置者及び小売業を行う者の法人代表者の氏名の変更に係る届出を求めることについては理解するが、同法第5条第3項及び第6条第3項の規定による公告及び縦覧に供すること、また同法第8条の規定による立地市町村への通知及び立地市町村等からの意見聴取などの一連の手続きについては、代表者の変更が、本来の目的である地域住民の生活環境の保持に直接与える影響はないと考えるため、目的に比して過度な負担となっていることから、第6条第3項の手続きの対象から除外する法及び規則の改正を求める。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

代表者氏名の情報が必要な場面があるとしても、届出事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、より効率的な情報把握の方法を検討し、法人代表者の氏名の変更の届出については廃止・見直しを検討すべきではないか。

仮に変更の届出は必要であり、廃止が困難であったとしても、法人代表者の氏名の変更のみの場合にも、公告、縦覧、意見聴取等の他の事項の変更の場合と同じ手続を求めるのは、「周辺の地域の生活環境の保持」という法目的に照らしても過大であり、届出後の手続の見直しを行うべきではないか。

都道府県等の実態や意向を確認し、第2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示していただきたい。

各府省からの第2次回答

現在アンケートを実施中であり、その結果を踏まえ対応を検討。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【経済産業省】

(6)大規模小売店舗立地法(平10法91)

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者が法人である場合の代表者の氏名(5条1項2号)の変更の届出(6条1項)については、廃止する方向で検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

87

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

店舗等の非住家の被害認定に係る指針等の明確化

提案団体

愛媛県、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、松野町、愛南町、高知県

制度の所管・関係府省

内閣府、経済産業省

求める措置の具体的内容

店舗等の非住家の被害認定に係る指針等を整理し、明確化すること。

具体的な支障事例

平成 30 年度に発生した西日本豪雨災害において、店舗等の非住家の罹災証明書が、中小企業等グループ補助金などの各種支援制度の適用に必要なとなっているにもかかわらず、非住家の被害認定に係る指針が定められていないため、被害認定調査を実施する市町村において、個別案件ごとに判断する必要があり、多大な時間と労力が必要となった事例があった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

店舗等の非住家の被害認定に係る指針が明確化されることにより、市町村間での被害認定のばらつきを防止するほか、迅速な被害認定調査や罹災証明書の発行に結びつき、被災者に対する各種支援制度の適用がスムーズになることによって早期の生活及び事業再建が期待できる。
また、全国的な相互支援体制の整備が進む中、応援職員による支援の円滑化に繋がるなど、防災業務の標準化の推進にも効果が期待できる。

根拠法令等

災害対策基本法第 90 条の2、災害に係る住家の被害認定基準運用指針(令和3年3月 内閣府(防災担当))

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、さいたま市、川崎市、名古屋市、豊橋市、大阪府、小野市、福岡県、熊本市、大分県

○非住家の罹災証明書については被害認定に係る指針がないことから、交付の対象とするか等、災害が発生する度に対応に個別に対応を決定してきたところである。

各府省からの第1次回答

今回の質問は、店舗のみではなく非住家全般に関する指針等の明確化を求められていると認識しておりますが、そもそも住家の罹災証明書は、全ての被災者の生活の根幹である「住まい」の被災状況を証明する書面として、災害対策基本法第 90 条の2の規定に基づき発行されるものであり、各種公的支援の判断材料として使わ

れていることから、内閣府において、統一的な指針である「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考資料として作成しているところです。

非住家については、各自治体において「被災証明書」等として、それぞれの用途に応じて、任意に発行されているものであり、統一的な基準を作成することは考えておりません。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当県では、非住家の被害認定に関する指針等が国から示されることにより、迅速かつ円滑な被害認定調査や罹災証明書発行に繋がり、被災者の生活再建、事業再建に繋がるものと考え、要望を行っている。今回の貴府の御回答では、非住家の証明書は「それぞれの用途に応じて、任意に発行されているもの」とされているが、非住家の証明書についても住家の罹災証明書と同様に、「中小企業等グループ補助金」などの公的支援の判断材料として使われており、被災者にとって重要かつ必要不可欠な書類であるという点では同じである。

貴府は、防災に関する基本的な政策、大規模災害発生時の対処に関する企画立案及び総合調整を担っており、国の防災政策の司令塔であると認識している。多くの災害の経験に基づき提案している地方の声に真摯に向き合っていただき、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を直接適用できない、非住家固有の構造(非住家全てを対象とすることが難しいのであれば、まずは、倉庫やコンビニ店舗等が浸水の被害を受けた場合)について、被害認定の判断材料となる指針や参考資料、類型別の被害認定の事例集など、関係省庁と連携して、できるものから御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、市町村の負担とならないよう配慮していただきたい。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

被災者の生活基盤に直接関わる「住家」の被害認定調査は、災害対策基本法第90条の2に基づく事務であり、その結果(罹災証明書)は、災害救助法や被災者生活再建支援法による支援の判断材料にもなるものであるため、内閣府で指針を策定しています。

一方、「非住家」の被害認定調査は、任意の事務であり、事業所、店舗、工場、病院など、用途や構造が多岐にわたり、調査の目的や手法も様々になると想定されるため、統一的な指針を策定することは不適切であると考えます。また、仮に国が指針等を策定した場合、調査の必要性や調査の手法を縛ることに繋がるだけでなく、調査を行うことが方向付けられ、結果的に自治体の自主性が損なわれたり、負担が増すことに繋がり、本来優先して実施すべき被災者支援を十分に行えなくなってしまうことを憂慮します。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容

—

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

148

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

石油貯蔵施設立地対策等交付金申請に係る都道府県経由事務の見直し

提案団体

広島県、宮城県、愛媛県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

「石油貯蔵施設立地対策等交付金」について、都道府県が市区町村等の計画などを取りまとめて国(経済産業局)へ申請をしているが、国(経済産業局)と各市区町村等で直接事務作業を行っていただきたい。

具体的な支障事例

実質的に市区町村等が策定する計画などに基づいた事業実施のとりまとめが主たる目的となっており都道府県にとっては、人員や予算上の負担が大きくなっていると考えられる。

本交付金に係る都道府県事務は以下のとおり。

- ①昨年度末時点での石油貯蔵量の報告:4月中頃
- ②交付金および都道府県の事務交付金の交付申請:上期申請(毎年5月16日から5月31日までの間)、下期申請(10月16日から10月31日までの間)
- ③実績報告:交付金事業が完了した日若しくは交付金事業の廃止の承認があった日から一月を経過した日又は当該交付金事業の完了の日が属する会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日(交付金事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合にあつては、翌会計年度の4月20日)まで
- ④その他、各種変更があった場合の変更申請手続き。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県における行政事務にかかる時間が多いため、都道府県を介することなく、国(経済産業局)と市区町村等が直接手続きを行うことで行政の効率化を図ることができる。

根拠法令等

石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

神奈川県、大阪府、兵庫県、岡山県

○都道府県経由で申請した場合、県の交付決定後の事業開始となることや、実績報告の提出、市町村への支払、額の確定を年度内に実施することとなるため、市町村の事業実施期間が短くなっている実情がある。

各府省からの第1次回答

石油貯蔵施設立地対策等交付金は、

- ①都道府県が事業を実施する「直接交付事業」と市町村が事業を実施する「間接交付事業」の両事業から構成されていること。
 - ②「間接交付事業」については、申請内容について、各都道府県の公共用の施設の整備計画や地域振興計画等に照らしつつ、申請市町村や関係部局・省庁と、必要に応じ十分調整又は協議を行う必要があること。
 - ③都道府県、石油貯蔵施設が設置されている市町村と隣接する市町村への交付額の配分等について調整が必要であること。
- 等の理由により、都道府県がとりまとめて交付申請等の事務作業を行うことが必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当交付金は石油貯蔵量に応じた交付金であり、当県ではほとんどを市の消防活動用の事業が占めているため、県の整備計画等と照らし合わせる事業はないと考える。仮に、そのような事業があったとしても、県内市町に跨る広域的な調整事務とはならないため、各市が関係部局・省庁と必要に応じて、直接調整・協議を行うことが可能であり、かつその方が合理的であると考えます。

交付額の配分等については、国の規定に基づき行われているものであり、県が関与する必要性は低く、管轄の経済産業局が調整を行うことが望ましい。

また、交付決定や支払の手続き等を県が介することで多くの事務処理が発生し、とりまとめに必要な期間も長くなっており、効率的な業務執行のため、国と交付申請を行う市において直接事務作業を行うことが望ましい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

市町村が事業を実施する間接交付事業においても、例えば各県の防災計画や都道府県・市町村に跨る広域的な災害時応援協定等に基づいて消防施設の整備を進める必要があり、そのような観点で都道府県が責任を持って調整・協議を実施する必要があるものと考えている。また、交付金の配分については、「石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則及び石油貯蔵施設立地対策等交付金事務等交付金交付規則の運用について」(平成26年9月8日)により各都道府県知事宛にも通知しているとおり、原則として、所在市町村:周辺市町村・都道府県=7:3とし、3の配分については、両者(周辺市町村・都道府県)の協議によるものとするとしており、都道府県と周辺市町村の協議が必要となっている。以上のことから、都道府県経由の事務が適切であると考えている。

なお、市町村への交付金の交付に要する事務費に充てるため、既に都道府県に対して石油貯蔵施設立地対策等交付金事務等交付金が措置されているが、事務負担軽減の措置については、都道府県から具体的な要望を伺った上で今後検討していきたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容

5【経済産業省】

(9)石油貯蔵施設立地対策等交付金

石油貯蔵施設立地対策等交付金については、以下のとおりとする。

- ・交付申請については、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

171

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

セーフティネット保証及び危機関連保証の事務手続のオンライン化

提案団体

川西市、兵庫県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、財務省、経済産業省

求める措置の具体的内容

セーフティネット保証制度に係る特定中小企業者及び特例中小企業者の認定事務は全国一律であることから、認定事務の円滑化、迅速化及び負担軽減のため、国が認定申請のための統一的なオンラインプラットフォームを整備及び導入し、事業者や金融機関が市町村等に行う認定申請及び信用保証協会における認定内容確認のオンライン化を求める。統一的なプラットフォームとすることで、事業者や金融機関が複数の市町村へ申請する際にも画一的な方法で簡便に行うことができるようにする。

具体的な支障事例

【現状】

セーフティネット保証制度では、中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の規定により、市町村長等が特定中小企業者又は特例中小企業者の認定を行うこととされている。

近年、添付書類の簡略化や、電子申請を取り扱う地方公共団体があるなど、少しずつ事務負担が軽減されている。しかし、全国的には中小企業者が地方公共団体に来庁して紙ベースの申請書及び添付資料を提出し、証明書を発行する手続を行っており、まだ事務手続の軽減・迅速化の余地がある。

【支障】

令和2年2月以降のコロナ緊急融資の申込殺到により、密を避けるべき状況下において、全国的に窓口の混乱が問題となった。

現状、オンライン環境が未整備の地方公共団体においては、証明書発行を受けるまでに来庁又は郵送で申請する必要があり、事業者又は代理で申請する金融機関にとって負担となっていることに加え、融資手続の停滞や融資実行の遅れが生じている。

新型コロナウイルス感染症拡大のリスクとなる移動や接触を減らすため、来庁や郵送での申請を継続することは避けるべきである。

添付書類の多さや減少率の手計算による数値確認も事務負担となっている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で売上高が減少した際は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前と比較することとなっているが、事業者が理解しておらず比較年度を間違えて申請しているケースが多く、再申請の事務負担が大きい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方公共団体及び事業者の事務負担を軽減し、セーフティネット保証及び危機関連保証制度に係る認定事務の迅速化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスク軽減が図られる。

根拠法令等

特定中小企業者認定要領、特例中小企業者認定要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、いわき市、ひたちなか市、八王子市、高岡市、長野県、可児市、浜松市、豊橋市、山陽小野田市、高知県、大村市、熊本市、宮崎県、延岡市

○認定申請事務のオンライン化により、感染対策や審査事務の負担軽減が図れることや、自動点検が可能となり計算間違い等による訂正の必要が無くなるなどメリットがある。

○セーフティネット保証制度の認定事務は、来庁又は郵送により行っているが、今回のコロナ対策のように、全国的に影響のある事由によりセーフティネットが発動された場合、多くの申請が事業者からあるため、窓口が混乱することになる。認定事務自体は、複雑な作業ではないため、コロナ禍においては、移動や接触をなるべく避けるべきである。また、金融機関の速やかな融資実行事務の妨げにもなっている。

○現状、認定申請は郵送または窓口でしか受け付けていないため、事業主または代行金融機関の負担となっている。また、認定書の有効期限が1か月と定められている中では、受け取りに時間がかかることで、その後の融資実行までの手続が遅れ有効期限を失効することがある。また、全国一律の制度であるが、各自治体において独自様式を定めている場合もあり、代行金融機関が混乱している等の支障もあり、オンラインプラットフォーム構築により事務負担の軽減や手続の迅速化に高い効果が見込める。

○特に令和2年度は申請件数が多く、窓口申請者が殺到して対応に時間がかかった。

○令和2年2月以降、セーフティネット保証制度の認定申請が殺到したことにより、これまで累計で約 5,300 件の処理を行っており、担当職員（1名）が少ない中、膨大な事務量となっている。本申請は、感染対策のため、基本的に郵送で対応しているが、緊急的に資金繰り支援が必要となる場合は、金融機関や事業者が来庁して申請するケースも多く、感染リスクが高くなっている。新型コロナウイルス感染症に限らず、原油価格高騰や円安など、世界の不確実性が高まってきており、セーフティネット保証制度の申請件数が今後も増加すると推察される。膨大な事務量を効率的に処理していくため、デジタル化やオンライン化は必須であるが、市町村が単独でシステム構築・導入することは難しい。

○全国一律に押印廃止と法規定等整備するか、電子押印等、現行の行政システムに対応する必要がある。

○国がオンライン申請のプラットフォームを整備し、申請を一元化することで地方公共団体及び事業者の事務負担軽減に繋がる。ただし、地方公共団体、事業者の手続が煩雑になり、逆に双方の負担が増えることがないようなプラットフォームの構築を検討していただきたい。

各府省からの第1次回答

セーフティネット保証における認定申請事務については、既に一部の自治体において電子化が始まっており、国において、今年度中に全国展開に向けたシステムのあり方を調査の上、プロトタイプ構築による実証事業を通して検証し、来年度からの実装を目指しているところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

オンライン申請の全国展開は当市も希望しており、来年度の実装を目指しているとのこと期待している。プロトタイプ構築による実証事業の際は地方自治体の意見を聴取し、申請がより簡便な仕組みとなる様に実装をお願いしたい。

認定申請のオンライン化は事務手続の簡略化が目的のため、申請方法を電子申請のみで統一するべきである。申請方法をオンラインと紙媒体を併用すると地方自治体はかえって手続に労力が割かれることとなる。また、オンライン申請が実装された際、対応出来ない事業者は一定数いることが予想されるため、金融機関が代理申請できるなどの配慮が必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

認定事務の電子化については、各市区町村に広く普及するよう、費用面も考慮して検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

プロトタイプ構築にあたっては、本年6月3～30日まで行った実証事業の参加市区町村の公募に参加表明をいただいた19市区町や19市区町の所在する都道府県等の意見を頂戴しながら行っているところ。実証事業に参加されない市区町村についても、具体的な課題をお持ちであれば、中小企業庁にご連絡いただきたい。来年度以降、本システムを利用する市区町村においては、原則、オンライン申請としていただくことを想定しているが、具体的には実証事業において検討したい。なお、オンライン申請の実装後についても、金融機関の代理申請（金融機関のワンストップ手続き）を原則にすることで認定手続きの一元化・迅速化へとつなげてまいりたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【デジタル庁(6)】【経済産業省(1)(ii)】

中小企業信用保険法(昭25法264)

セーフティネット保証制度及び危機関連保証制度に係る市区町村長による特定中小企業者及び特例中小企業者の認定(2条5項及び6項)に関する手続については、令和5年度の手続までにオンライン化する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

184

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

地域環境の保全を考慮した採石法の改正(法第33条の4「岩石採取計画」認可基準の改正)

提案団体

山形県、米沢市、鶴岡市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、西川町、朝日町、大江町、金山町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、高畠町、川西町、白鷹町、飯豊町、三川町、庄内町、遊佐町

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

採石法の岩石採取計画の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加え、採石業に対し、都道府県が地域の環境に応じた判断を行い、水資源をはじめとする豊かな地域環境を保全することが出来るよう、採石法第33条の4を改正すること。(もしくは、採石法第33条の4に規定する認可基準を削除し、都道府県に認可基準を設定する権限を付与(知事が条例等により認可基準を定め、当該基準に従い処分を行うこと)するよう、採石法を改正すること。)

具体的な支障事例

豊富な伏流水が流れる県内市町村において、県内某山麓の水源地域で採石業が行われ、採石業者と湧水への悪影響を懸念する当該町及び地域住民の対立が続いている。

採石法は産業振興のために昭和25年に制定された法律で、法第33条に基づく岩石採取計画の認可は都道府県知事の自治事務となっているが、認可基準は昭和46年の創設当時のままで、水資源をはじめとする環境に配慮する規定が盛り込まれていない。

採石業と一般公益との調整を図る公害等調整委員会の過去の裁定では、都道府県における岩石採取計画の認可判断基準は、採石法の認可基準に規定する事項に限られ、都道府県が自然環境や景観が損なわれることを理由に不認可とすることは認められないとの判断が示されている。

岩石採取計画の認可は都道府県の自治事務であるにも関わらず、認可基準の範囲内でしか不認可理由を示すことが出来ないため、都道府県は地域環境の保全を理由とする不認可処分を行うことが出来ない状況となっている。

環境保護への関心が全国的に高まる中で、採石事業も環境に配慮しながら実施することが求められており、都道府県が豊かな地域環境を積極的に保全していくためには、採石事業の根本となる採石法の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加えるよう採石法を改正する必要がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

採石法を改正し、認可基準に「水資源・景観・環境の保護等に配慮した項目」を加える(もしくは、条例等により都道府県が認可基準を設定すること)により、都道府県が地域の環境に応じて岩石採取計画の認可の可否を判断することが可能となり、水資源をはじめとする豊かな地域環境の保全や自然を資源とする地域振興に寄与することができる。

根拠法令等

採石法第 33 条及び第 33 条の 4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

山形市、浜松市、熊本市、大分県

—

各府省からの第 1 次回答

採石法では、「岩石採取計画の認可」について、法第 33 条に基づき都道府県知事の認可を受けることとなり、採石法施行規則の第 8 条の 15 第 2 項第 8 号において、岩石採取計画の認可申請書類の一つとして、岩石の採取に係る行為に関し他の行政庁の許認可等を必要とするときは、その許認可等を受けていることを示す書類の添付が規定されている。

岩石採取計画の認可権限を有する地方自治体は、その地域に見合った条例等を整備し、これを踏まえて当該認可業務を実施することで、より地域の実情を反映した対応が可能となっている。

さらに、公害等調整委委員会の鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定事案「山形県飽海郡(あくみぐん)遊佐町(ゆざまち)吉出(よしで)字臂曲(ひじまがり)地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件(公調委平成 30 年(フ)第 1 号事件)」では、令和 4 年 6 月 28 日付けで、他法令の許可等を受ける見込みが失われたことを理由とする、「岩石採取計画の認可」の不認可処分を認める裁定が出されている。

こうしたことから、地域に見合った条例等の整備により地域環境の保全を考慮した上で当該認可業務を実施することが可能であり、採石法を改正する必要は無いと考える。

(参考)公害等調整委委員会裁定事案 https://www.soumu.go.jp/kouchoi/activity/yuzamachi30_1.html

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

関係府省からの 1 次回答では「岩石採取計画の認可権限を有する地方自治体は、その地域に見合った条例等を整備し、(中略)より地域の実情を反映した対応が可能」とされているが、国が引用した遊佐町の事例は、県が認可した岩石採取計画の実行により、鳥海山の豊かな自然と湧水が破壊されると地域住民が懸念したことをきっかけに、遊佐町が鳥海山の水循環を保全する目的で、水源の保護と水源の涵養を保全する区域を限定し、規制の対象とする条例を制定したものである。

遊佐町が鳥海山からの湧水を守ろうとしたように、守るべき課題とその背景は地域毎に異なるが、県全域を対象とする広域的な条例を県が定める場合、包括的に規制する条例とならざるをえないことから、健全な採石業にも無用の規制を及ぼす恐れがあり、「地域に見合った条例」とは言い難い。

また、採石行為を規制する条例を持たない自治体に対し、保全が必要な地域が含まれる「岩石採取計画」が提出された場合、その地域を守るためには新たに条例を制定する必要があり、専門的知識が求められ、長期間を要すると想定される。その間に県が計画を認可せざるを得ない場合、必要な規制が間に合わない恐れがある。このように、「地域に見合った条例等の整備」は課題がみられることから、岩石採取計画認可の根拠法である採石法において環境配慮の基準を明確に示すことで、県において、環境に配慮し、かつ地域の実情に応じた認可業務が可能となると考える。

環境保護への関心が高まり、環境に配慮した採石事業が求められる中、自治体が積極的に自然環境を保全するよう、都道府県の認可基準に「環境に配慮した項目」を加える採石法の改正をお願いする。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

本件は自治体において裁判となっている事例であり、支障事例の解決が求められるものであり、提案団体の状況が改善するような柔軟な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

ご理解のとおり、課題とその背景は、地域毎に異なるため、その問題へ対処する際には、地方自治体による条例の制定が有効である。

貴県においては、対象となる市町村又は地区を指定した形での自然環境保全、大気環境、水環境、土壌環境等に関する条例を多数制定されており、地域に見合った条例等の整備を現に実施されてきたものと認識している。市町村においても、都道府県と同様に、その属する事務に係る条例を制定する権利があり、貴県の自治体においても多数の実績があると認識。

また、仮に条例が制定されていない地域において、採石業者の事業活動のみ規制したとしても、その他の事業活動等による自然環境への影響までは規制することができず、保全すべき自然環境等の問題解決に至るとは考えられない。

こうした点を踏まえても条例等の整備は有効であり、「地域に見合った条例等の整備」は専門的知識と時間を要するといった課題に対しては、市町村への解決方法や知見の共有等が効果的ではないかと考える。

なお、採石法を改正する必要は無いと考える理由は、第1次回答のとおりである。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

—

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

187

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

電気工事士免状の交付申請手続のデジタル化

提案団体

埼玉県、新潟県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

電気工事士免状(第一種・第二種)の交付申請に際して添付が義務付けられている「試験に合格していること等を証明する書類」及び「顔写真」の電子データによる提出を可能とすること。
また、再交付の申請に際して添付が義務付けられている「顔写真」の電子データによる提出を可能とすること。

具体的な支障事例

【現行制度】

電気工事士免状(第一種・第二種)の交付申請においては、申請者は電気工事士法施行規則第6条に基づき、「試験に合格していること等を証明する書類」及び「顔写真(2枚)」を提出しなければならないとされている。また、電気工事士免状の再交付申請においては、申請者は電気工事士法施行規則第8条に基づき、「顔写真(2枚)」を提出しなければならないとされている。

なお、当県における電気工事士免状の交付実績は令和2年度で3,656件、令和3年度で5,887件、うち再交付実績は令和2年度で258件、令和3年度226件である。

【支障事例について】

都道府県が、電子申請システム等を利用した交付申請手続を導入する場合に、申請者は、申請書を電子申請等で、顔写真等を必ず郵送等で提出することとなる。

一つの手続について、複数の方法で申請書等の提出を求めることは申請者の負担増加となり、電気工事士免状(第一種・第二種)交付申請及び再交付申請のデジタル化を妨げる要因となっている。

【支障の解決策】

「試験に合格していること等を証明する書類」については、電気工事士試験の合格通知ハガキ(原本)の両面を撮影したものを画像データとして受領できるならば、合格通知ハガキに記載されている「合格番号」を把握できる。

また、「顔写真」については、令和4年4月1日から順次、電気工事士免状のプラスチックカードによる交付が開始されるが、経済産業省は、申請者から提出された顔写真をスキャナで取り込み画像データへ変換した後、氏名・生年月日等とともに印刷する方法を示している。免状の作成に当たって、顔写真を画像データに変換するのであれば、申請時に画像データを受領する方が効率的と考えられる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

添付書類の郵送が不要となり、電子申請のみで交付申請を行うことができるようになれば、申請者の利便性向上に繋がる。

また、プラスチックカードによる交付に当たって、顔写真のスキャナでの取り込みが不要となり、行政の事務負担の軽減も見込まれる。

根拠法令等

電気工事士法第4条、同法施行令第2条及び第4条、同法施行規則第6条及び第8条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福岡県、大分県

○郵送による申請時において書類不備があった場合に、現状では写真の郵送はやむを得ないが、合格通知書が画像データにて対応できるようになれば、書類不備に伴う審査遅延による発行期間が短縮でき、申請者の利便性が高まる。そのうえ、第2種電気工事士については電子申請導入時には電子申請のみで書類手続きが完結することになり、第1種電気工事士においても実務経験証明書の原本のみを後日、郵送等にて対応することになり、コロナ禍における繁忙期の申請の際、窓口における混雑の緩和等の導入効果が期待される。また、「顔写真」については、電気工事士免状のプラスチックカード化の際には写真をスキャナで読み込んで印刷するために画質の悪化も懸念されるが、データで受け取ることで免状の画質も向上し、有資格者としての身分証明書の信頼度も高まることが期待できる。

○免状交付業務を委託しているため、住基ネットを利用することができないので、あわせて住民票の写しその他の住所、氏名及び生年月日を確認するのに足りる書類のデータでの提出が認められることが必要（電気工事法施行規則第6条第2項）

各府省からの第1次回答

電気工事士法施行規則（以下「施行規則」とする。）による申請書類の提出を電子で行うことについては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）に基づき、各都道府県の判断によりオンラインで申請を受付けることは可能である。

一方、御指摘のとおり、施行規則において、写真については、「写真二枚を添えて」とあるため、電子データでの提出であっても、2枚用意をしなければならないと解釈されうる記載となっている。そのため、いただいたご意見を踏まえ、令和4年度中にオンライン手続も想定した規定に施行規則を改正することを検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

電気工事士免状については、令和4年4月からプラスチックカードによる交付も可能となっており、免状の作成に当たっては顔写真よりも画像データを受領する方が効率的である。申請者の利便性向上、行政の事務負担軽減の両面から、速やかに施行規則を改正されたい。

電気工事士免状交付等申請のデジタル化に当たっては、施行規則において、申請書に添えて提出することとされている顔写真以外のものについても、施行規則を改正するなどの方法によりオンラインで提出できることを明示されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

添付書類のうち、写真については、電子データでの提出であっても、2枚用意をしなければならないと解釈される記載となっていることから、いただいたご意見を踏まえ、令和4年度中に施行規則を改正する予定。

また、前回の回答で示したとおり、申請書類の提出を電子で行うことについては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）に基づき、各都道府県の判断によりオンラインで申請を受付けることが可能であり、是非活用いただきたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【経済産業省】

(3) 電気工事士法(昭35法139)

電気工事士の免状の交付申請等に係る添付書類(施行規則6条及び8条)については、申請者及び都道府県の事務負担の軽減に資するよう、令和4年度中に省令を改正し、当該申請に係る添付書類の要件を整備することにより、オンラインによる申請が可能であることを明確化する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

188

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

大気汚染防止法等に基づく届出のワンズオンリー化

提案団体

埼玉県、さいたま市、熊谷市

制度の所管・関係府省

経済産業省、環境省

求める措置の具体的内容

環境関連施設を有する企業が、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の複数の規制法令に基づき、各法令ごとにほぼ同内容の届出を複数の自治体に対して行うことが義務付けられている現行制度を見直すこと。具体的には、事業者がオンラインで届出を行うことで、複数の規制法令に基づく一括の届出と見なすことができ、複数の自治体に情報が共有されるシステムを構築すること。

また、オンラインシステムの構築に向けて、1つの届出により以下①及び②が達成できるよう現行の規定を見直すこと。

①複数の規制法令に基づく一括の届出と見なす。②対象施設が複数の地方自治体に設置されている場合においてもそれぞれに届出を行ったこととみなす。

特に①については、オンラインシステムの実装を待たずに規定を見直すこと。

具体的な支障事例

【現行制度】

大気汚染防止法や水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等の複数の規制法令に基づく届出対象施設を設置している工場・事業場の事業者は、氏名・住所等の変更や、地位の承継があった場合に、各々の法令に基づく届出書(氏名等変更届及び承継届)に、ほぼ同一の事項を記載して、施設の所在地を管轄する地方自治体に提出しなければならない。例えば、廃棄物焼却炉は、大半が大気汚染防止法やダイオキシン類対策特別措置法といった複数の規制法令に該当する施設であり、各々の法令に基づく複数の届出書を提出する必要がある。また、届出対象施設を複数の地方自治体で設置している事業者の場合においても、事業者は各々の地方自治体に対して、同内容の届出を行わなければならない。

【支障事例について】

現行制度下では、複数の法令ごとに、または、複数の地方自治体に対して、ほぼ同内容の届出を行わなければならない事例があり、事業者の負担となっている。また、同内容の届出であるにもかかわらず、各法令に基づく届出様式や、届出先の自治体が複数存在するため、事業者が様式や届出先の自治体を誤る事例もあるなど、制度が煩雑となっている。

【制度改正の必要性】

平成8年3月29日付け環境庁通達において、事業者への負担軽減を鑑み、複数法令で使用できる氏名等変更届及び承継届に関する書式の共通化及び届出窓口の一元化に配慮するよう示されている。しかしながら、本通達では、氏名等変更届及び承継届について必要枚数を複写した上で、法令ごとに提出する方法が示されている。また、届出窓口の一元化も、同一自治体に提出する場合に限定されており、その効果は限定的と考えられる。(届出対象施設を複数の地方自治体で設置している事業者は所在地を管轄する地方自治体に対し、同内容の届出を行わなければならない。)

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

ワンスオンリー化、オンライン化の実現により、行政事務の効率化及び届出を行う事業者の負担軽減につながる。

根拠法令等

大気汚染防止法第 11 条、第 12 条、大気汚染防止法施行規則第 11 条、第 12 条、水質汚濁防止法第 10 条、第 11 条、水質汚濁防止法施行規則第 7 条、第 8 条、ダイオキシン類対策特別措置法第 18 条、第 19 条、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第 6 条、第 7 条、工業用水法第 9 条、第 10 条、工業用水法施行規則第 7 条、第 8 条、建築物用地下水の採取の規制に関する法律第 7 条、第 8 条、騒音規制法第 10 条、第 11 条、騒音規制法施行規則第 8 条、第 9 条、振動規制法第 10 条、第 11 条、振動規制法施行規則第 8 条、第 9 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、郡山市、ひたちなか市、前橋市、浜松市、豊橋市、豊田市、滋賀県、久留米市、長崎県、熊本市、大分県

○当市でも同様の事例が生じており、同事業所で複数の法令の施設を設置している場合、それぞれ届出をしなければならないが、一部の施設の届出が漏れてしまっているケース等が見受けられる。一届出で複数の法令の届出が可の様式になれば、それらの防止ができる。

○例えば A・B・C 市に設置している施設について、届出は A 市にすれば、B・C 市にも届出したことになると思われるが、この場合 A 市から B・C 市に届出内容を送付しなければならないなどの業務量の増加が推測される。また、事業所においても A・B・C 市のどこに届出すればいいのかの判断基準がない。また、A 市は B・C 市にその事業所が施設を設置しているのかの情報を持っていないため、届出を受け取っていいのかわからない。それらの問題が懸念されるため各々の地方自治体に届出する現行制度を維持したい。

○新型コロナウイルス感染症により、「人と接触を避ける」非対面での行政手続が求められていることから、地方自治体が「登記情報提供サービス」により所有者等を確認することで、届出者の利便性の向上や負担軽減に大きく資する。届出のオンライン化の実現性が高くなることから、統一的な手法として認められることが望ましい。

各府省からの第 1 次回答

御指摘の①②のような課題に対しては、現在、環境省においてオンラインで行うことができるよう検討を進めているところ。事業者及び地方公共団体の利便性の向上に加え、御担当者の事務負担ができる限り軽減されるよう、工夫して検討していきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

オンライン化について、御検討いただいているとのことで感謝申し上げます。

②の実現にはオンライン化が必要と考えるが、①はオンライン化に先立ち早急に仕組みの構築をしていただきたい。仕組みの構築にあたっては、オンライン化された後も一定数は窓口での申請が残ることが想定されるため、それを前提に御検討いただきたい。

併せて、提案実現に向けた検討の内容やスケジュールについても具体的に御教示いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。オンラインシステム化に当たっては、今回取り上げられている法律以外を含めた、公害関係法令を統括的に取り扱うものとし、申請者及び地方公共団体において費用負担が生じないものとする。さらに、自治体の条例に基づき規制対象となる施設に関する類似の届出等手続きについても配慮されたい。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

届出等のオンライン化に関しては、現在、デジタル庁が中心となって政府共通基盤となるシステム(e-Gov)の整備・改修等を進めており、大気汚染防止法等についても、当該システムを活用する方向で検討を進めているところ。御要望事項についてはデジタル庁と共に検討したい。

そのうえで、①については、平成8年の環境省通知において一括の届出を可能としているが、御指摘のとおり、実際の届出において複数シートに同じような項目を記載して提出しなければならない印象を与えている場合がある。当該通知の本文及び別紙3を修正し、再度通知を発出する対応を検討したい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【環境省】

(3)大気汚染防止法(昭43法97)、騒音規制法(昭43法98)、水質汚濁防止法(昭45法138)、振動規制法(昭51法64)及びダイオキシン類対策特別措置法(平11法105)

各法令で定められている事業者の氏名の変更等の届出及び承継の届出については、以下のとおりとする。

・「大気汚染防止法等に係る氏名変更等届出書及び承継届出書の様式の共通化及び提出窓口の一元化について」(平8環境庁大気保全局企画課大気生活環境室長、大気規制課長、水質保全局水質管理課長、水質規制課長)を改正し、各法令に基づく届出書の様式を改めて共通化した上で、一括の届出が可能であることを、改めて地方公共団体に令和4年度中に通知する。

・複数の法令に基づく届出を複数の地方公共団体へ一括で提出可能とする仕組みについては、地方公共団体が利用するLGWANへの接続が令和6年度に予定されている政府共通の電子申請システム(e-Gov電子申請)の在り方を踏まえつつ検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

229

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

石油貯蔵施設立地対策等交付金に係る交付決定の早期化及び交付対象事業間における流用の容認

提案団体

聖籠町、七ヶ浜町、神栖市、今治市、新上五島町、東串良町

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

石油貯蔵施設立地対策等交付金について、申請期間を「毎年5月16日から5月31日まで」から「毎年4月1日から5月31日まで」に改め、年度早期からの事業着手が可能となるよう交付決定の早期化を図るとともに、実施計画の変更に基づく交付対象事業間での流用を認め、各地方公共団体における弾力的な運用を可能にしたい。

具体的な支障事例

本交付金は、石油貯蔵施設の設置に伴う公共用施設の整備事業に対して、国から対象地方公共団体に所定の金額が交付(市町村にあっては都道府県を経由した間接交付)されるものであり、申請時期が年2回(上期:5/16~5/31、下期:10/16~10/31)設けられている。

当町では、令和3年度における交付対象事業の一つとして消防ポンプ自動車の購入を計画し、上期申請に係る交付決定(令和3年7月27日付け)後、遅滞なく入札準備を進めていたところ、コロナ禍での半導体不足に加え、仕様を満たし得る車種がメーカーの都合で生産停止に陥ったため、やむを得ず当該事業を中止し、交付金充当額を減額する事態が発生した。当該減額分については、他の交付対象事業に流用することが認められていないことから、下期申請として「12月以降に着手し、かつ、当年度内に完了するハード事業」を急遽設計し、臨時議会を開催して補正予算の可決を受けることで、辛うじて対応することができた。

例年、上期申請において交付限度額の上限まで充当できるような計画を立て、進捗管理に万全を期しているところであるが、電源立地地域対策交付金のように4~5月の事業着手が可能となっているものと比較すると、本交付金に係る現在の交付決定のスケジュールでは、不測の事態が発生した場合に、円滑な公共用施設の整備が困難となるおそれがある。

また、一般に、降雪時期を含むハード事業(道路事業等)では、通常よりも余裕を持った工期を組まなければならないことを踏まえると、下期申請において実施可能な事業は非常に限定的となってしまうが、交付対象事業間における流用が容認されれば、交付金充当額を減額することとなった場合であっても、必ずしも下期申請を行うことなく、上期に交付決定を受けた実施計画の変更承認を受けることにより、当該減額分を効率的に活用できるようになると考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

交付決定の早期化に伴い、必要な公共用施設を円滑に整備することができるようになるほか、実施計画の変更に基づく交付対象事業間での流用が認められることによって交付金の効率的・効果的な活用が可能となり、住民の福祉の更なる向上につながる。

根拠法令等

石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則(昭和53年通商産業省告示第434号)第9条及び第11条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

知多市、兵庫県、山陽小野田市、高松市

—

各府省からの第1次回答

石油貯蔵施設立地対策等交付金の交付申請の手続きについては、
・各市町村が交付限度額の算定の根拠となる貯蔵量(前年度の末日時点でのタンク容量)の確認と、それに基づく当該年度の交付額の算定と申請内容の精査
・各都道府県が、市町村からの交付額のとりまとめや、各実施事業について、公共用の施設の整備計画、法令に基づく地域振興計画等に照らしつつ、申請市町村や関係部局・省庁と、必要に応じ十分調整又は協議を行い、申請内容等の審査を行った上で、都道府県から国に交付申請を行うため、年度開始時期から一定程度の時間を要するもの。
また、要件を満たした場合は複数年度にわたる基金の造成ができることになっており、こうした制度を活用することで年度早期からの事業着手も可能な場合がある。
こうした実態や現行制度を踏まえながら、更にどのような工夫ができるのか検討したい。
また、各実施事業の交付決定にあたっては、事業の実施計画ごとに、交付対象施設や対象経費等を等審査した上で交付しており、その内容の変更が生じた場合は経済産業大臣の承認を受けることとしている。事業内容が変更になる場合にこの変更承認を経ずに流用することは、適正な交付内容が維持されているか等が確認できないことから、認めることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

従前の貯蔵量の実績等から当年度の交付限度額を見込んだ上で、前年度のうちに市町村が実施計画(案)を作成し、あらかじめ都道府県や国において申請予定内容の審査を完了させておくことにより、交付限度額の確定後、速やかに交付申請手続を進めることが可能となり、「交付決定の早期化」を実現できるものとする。
一例として、電源立地地域対策交付金については、前年度のうちから国・都道府県・市町村の間で協議を進めておくことにより、4~5月の事業着手も可能となっている。本交付金も、これと同等のスケジュールに見直しただけであれば、より柔軟に事業の設計及び進捗管理ができるようになる。
なお、基金の造成については、単年度での実施を想定している事業など、その活用が馴染まない性質のものも多く、あらゆる事業について必ずしも適用できる制度ではないと思われる。
また、「交付対象事業間における流用の容認」については、「変更承認申請を経ずに流用すること」を想定しているのではなく、「変更承認を受けることを前提にした流用の容認」を求めることが趣旨となっている。すなわち、複数の事業に係る実施計画の承認を受けている場合において、「一の実施事業の交付金充当額を減額する変更承認申請」を行うこととなった際、当該変更に伴う減額分の範囲内で「他の実施事業の交付金充当額を増額する変更承認申請」を行うことを可能としていただきたい。
このことにより、「適正な交付内容が維持されているか」等について審査を受けることを前提に、既に承認を受けている実施事業間で交付金を効率的に活用できるようになると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。
【全国町村会】
提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

交付申請期間については、石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則(昭和53年通商産業省告示第434号)第9条に規定されているが、その申請期間の変更(告示の改正)については自治体から具体的な要望を伺った上で今後検討していきたい。

また、適正な交付内容が維持されていることを前提とした「交付対象事業間における流用の容認」については、現状の制度の下でも対応可能と考えられるので、具体的な手続きについて関係者間で調整させていただきたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容

5【経済産業省】

(9)石油貯蔵施設立地対策等交付金

石油貯蔵施設立地対策等交付金については、以下のとおりとする。

- ・交付対象事業が中止になるなどの事情がある場合には、他の交付対象事業に流用できることを明確化し、地方公共団体に令和4年度中に周知する。
- ・石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則(昭53通商産業省告示434)に定める交付申請期間については、年度当初からの事業着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒しについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

230

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

中小企業経営承継円滑化法における都道府県事務の見直し

提案団体

福井県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

中小企業経営承継円滑化法に係る事務について、国から都道府県への権限移譲及びこれまでの制度改正により、都道府県の事務量が増加している。
ついては、令和3年度に制度追加がなされた所在不明株主に関する会社法の特例をはじめとする、都道府県が行う認定や報告確認事務における必要書類を削減し、手続きの簡素化を行うことを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

平成29年度に中小企業経営承継円滑化法(以下「円滑化法」という。)の事業承継税制及び金融支援の認定事務が国から都道府県に移譲された。平成30年度以降、事業承継税制制度が逐次、拡充されるとともに、令和2年度には金融支援の制度拡大、令和3年度には所在不明株主に関する会社法の特例制度が新設された。

【支障事例】

上記制度改正に伴い、都道府県の認定事務等が大幅に増加しており、効率的な業務遂行に支障が生じている。下記に例として挙げている事業承継税制の認定や金融支援の認定に係る事務については、審査や書類不備による再提出依頼、再提出書類の審査等を総合して、1件あたり3～4時間の作業時間を要している。また、認定後の年次報告については、認定後5年間継続して提出されるため、認定件数の過年度累計が毎年提出されるため、事務量が年々増加している状況である。

(例)事業承継税制の認定数:平成20～平成29年度 8件
平成30～令和3年度 58件
金融支援の認定数:平成20～平成29年度 0件
平成30～令和3年度 4件

【制度改正の必要性】

都道府県の認定事務が大幅に増加しているため、必要書類の削減や手続きの簡素化により都道府県の認定及び報告確認事務の時間短縮及び効率化を図る必要がある。

【支障の解決策】

事業承継税制、金融支援、所在不明株主に関する会社法の特例の3制度における、都道府県が行う認定や報告確認事務に係る必要書類を削減し、手続きの簡素化を行うことで支障が解決すると考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【制度改正の効果】

認定及び報告時の必要書類の削減により、事業者にとって負担が軽減されるとともに、新設された所在不明株主に関する会社法の特例制度をはじめとする円滑化法に基づく制度がより活用しやすいものとなる。加えて、書類の削減により都道府県の認定及び報告確認事務の時間短縮及び効率化が図られる。

根拠法令等

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12 条、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第7条、第 12 条、第 13 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、栃木県、山梨県、長野県、大阪府、岡山県、高知県、福岡県、宮崎県

○当団体の認定申請の件数は、拡充前の 10 年間で 163 件、基準緩和後の 2 年間で 275 件となっている。（平成 30 年度の 84 件に対して、平成 31 年度は 191 件、令和 2 年度は 144 件、令和 3 年度は 225 件と増加傾向である。）また、認定件数の増加により年次報告が累増し、令和 4 年度の年次報告の処理件数は 450 件を超える見込みである。特に贈与認定の年次報告は、事業者から税務署への提出期間が定められているため、一定の期間に報告が集中し、期限内に多くの事案を処理しなければならない。事案が増えることで税務署への提出の締切直前に確認書を交付することになり、事業者にとっても負担が大きい。

○平成 30 年度～令和 3 年度における当県の事業承継税制の認定件数は 53 件。認定に係る事務作業に加え認定後 5 年間提出される年次報告の確認作業の業務負担は年々増加している。特に贈与税の猶予にあたっては、年次報告書の提出期限が 6 月（一部は 7 月）に設定されているため、当該月に確認作業が集中している。

○事業承継税制の認定数

平成 20 年度～平成 29 年度：39 件

平成 30 年度～令和 3 年度：97 件

○制度改正後から事業承継税制の認定数は、年間約 30 件で推移している。認定後 5 年間毎年行う年次報告は、法で規定されている報告期限の 6～7 月に約 8 割が集中し、令和 6～12 年度は年間約 150 件発生する見込みである。また、必要書類が多いこともあり、申請書類の不備が多々発生しており、再提出に係る事務処理に時間がかかることから、手続きの簡素化を求める。

各府省からの第 1 次回答

これまでの簡素化の実績として、平成 31 年には贈与認定を受けた事業者において、先代経営者に相続が発生し切替確認が必要となった際、切替確認申請書のみで足りるものとして、臨時報告書を不要とする等の取組を進めてきた。さらに、令和 4 年 9 月 1 日施行予定の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の改正において、随時報告書の提出書類の簡素化を予定している。

また、令和 3 年 4 月に事業承継税制に係る質疑応答集を作成・共有済みであり、今後も上記の改正に伴う更新を予定する等、内容の充実にも努めている。

このように、事務負担が増加していることについては真摯に受け止め、可能な限り負担軽減ができるように進めて来た次第であり、今後もご意見を踏まえながら検討を進めていく所存である。

他方、現状の様式等も法令の要件充足を検証する上で最低限の記載事項としている認識があり、また資料の削減をする際は財務省等の関係者との調整も必要となるため、慎重に検討を進めたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

いただいたご回答は、事業者における臨時報告や随時報告の簡素化に触れているが、今回の提案の中に挙げられている、認定・報告時の提出書類の大幅な削減にはつながっておらず、現在生じている都道府県の支障を解決する内容にはなっていないため、引き続き検討をお願いしたい。

なお、「令和 3 年 4 月に事業承継税制に係る質疑応答集を作成・共有済み」とのことであるが、申請者自身の理解不足による申請書類の不備が依然として多く散見されることから、まずは、申請者自身に制度を理解してもらうためにも、質疑応答集を申請者に対しても共有する仕組みを構築するなど、更なる改善が必要であると考えられる。

また、認定後の年次報告に係る書類のうち、報告書で特定資産等に係る明細書を省略する場合は、個別注記表、減価償却明細書、勘定科目内訳表などについては不要と思われ、見直しの余地があると考えられる。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

現状の様式や添付資料は、認定申請・継続に係る要件充足を検討する上で最小限のものと認識しており、更なる資料の削減等は、財務省等との調整も必要となるため慎重に検討を進めたい。この点、可能な限り負担軽減ができるように見直しは行っていくため、引き続き不要と思われる資料についてはご指摘いただきたい。

なお、ご指摘の個別注記表、減価償却明細書、勘定内訳書等は、決算書と併せて会社の基礎情報として位置づけており、認定継続要件の充足に疑義があった際などに参照することは少なくない。そのため、現状では入手を省略することは想定していない。

また、質疑応答集は、あくまで行政機関内の内部処理のためのものであるため、公表する予定はない。他方で、租税回避行為に利用されないよう細心の注意を払いつつ、事業者の申請に対する理解醸成に向けた申請マニュアルの一層の充実化を実施したいと考えており、引き続きご担当者の負担軽減に向けた対応を進めてまいりたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【経済産業省】

(8) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平20法33)

事業承継税制及び金融支援に係る都道府県知事による中小企業者の認定(12条1項及び施行令2条)については、中小企業者の利便性の向上及び都道府県の事務負担を軽減するため、事業者の申請手続等の理解に資するよう、中小企業者向けの申請マニュアルを改訂し、令和5年度中にホームページで周知する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

237

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

市町村長が空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき電気、ガス等の供給事業者の保有する契約情報の提供を受けることが可能であることの明確化及び税情報等の開示範囲の拡大

提案団体

川崎市、札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、名古屋市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

制度の所管・関係府省

総務省、経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

市町村長は、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行のため必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができるとされているが、電気、ガス等の供給事業者が保有する契約情報の提供を受けることが可能であることを、通知等により明確化することを求める。あわせて、課税保留や差押え情報が取得できるよう、税情報等の開示範囲の拡大を求める。

具体的な支障事例

「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)において、空家の所有者等の特定に当たり想定される調査方法として、水道・電気・ガスの供給事業者の保有情報や郵便転送情報の確認調査などが挙げられており、民間事業者の保有する契約情報について、空家対策の取組のために取得可能と捉えることができる表現となっている。

しかしながら、本市において本ガイドラインをガス事業者に対し示したうえで使用者情報を開示することが可能か確認したところ、ガス事業法において許容される目的外提供に当たらないことから開示について難色を示された事例がある。実際は各事業法において契約情報の目的外提供が禁止されているため、市町村長による空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく情報提供の求めを受けて契約情報を提供する場合には各事業法における契約情報の目的外提供の禁止規定に反することにはならない旨が明確になっていなければ、事業者は契約情報を市町村に提供してよいか判断ができないものと考えられる。

電気、ガス等の供給事業者が保有する契約情報について、その提供が可能であることを、通知等により明確化することを求める。

次に、現行においては、課税台帳による取得可能な情報として空家所有者の氏名、住所、電話番号が開示されており、空家所有者の把握については有効であるが、空家等への対応を効果的、効率的に進めるためには、課税保留や差押え情報等個別の空家の詳細な情報を把握する必要があると考える。課税保留の状況が把握できれば、所有者調査に時間をかけることなく、初期段階から所有者不明空家として相続人調査に着手し、相続財産管理人制度の活用に向け必要な費用について予算措置ができ、迅速に対応が進められる。また、差押え情報が把握できれば、空家特措法による措置を一時見合わせるなど、個別の対応を迅速に判断できることから、あわせて幅広く税情報等の開示範囲の拡大も求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

電気、ガス等の供給事業者が保有する契約情報を活用することで空家等の所有者を迅速に把握できる。また、税情報等を活用することで、空家等の所有者に対して効果的、効率的な対応を進めることが可能となる。

根拠法令等

空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条、ガス事業法第 54 条、電気事業法第 23 条、地方公務員法第 34 条、地方税法第 22 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

深川市、いわき市、ひたちなか市、千葉市、松本市、浜松市、豊田市、京都市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、山陽小野田市、久留米市、大分県

○当市は水道情報を基本に対応しているのですが、電気・ガス供給事業者への照会を行ったことはないが、一部の空き家においては水道の未加入があるので、そのような場合に電気・ガスの契約情報が得られることは有益であると思われる。また、相続人不存在により課税保留となっている情報が活用できることは、提案のとおり財産管理制度の適用を早い段階で検討できるなど、空き家対策にとって非常に効果的と考える。（可能であれば、税部門が相続人不存在を把握した時点で、空き家対策部門にその旨の情報提供がなされる仕組みが必要と考える。）

○当市では、特定空家の所有者の所在が不明であることから不在者財産管理人選任申立てを行ったが、財産目録の作成にあたり負債を把握するため電力会社に使用料の未納の有無を照会したが教えてもらえず、また、税務局に市税の滞納情報の提供を求めたが地方税法第 22 条の守秘義務により教えてもらえなかった。通常の空家対策においても固定資産税額等の情報提供を受けることができないが、納税額や滞納情報などの経済状況を把握したうえで改善の働きかけを行うことができれば所有者の実情にあわせて効果的なアプローチが可能になる。税情報の提供の考え方は、平成 27 年 2 月 26 日付け総税固第 15 号「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について」において、地方税法第 22 条の守秘義務に抵触しないものとして、空家等の所有者等の氏名、名称、住所、電話番号に限定して明記されていることに起因するが、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行のために必要な限度の情報は上記のみではないため、守秘義務の解除について柔軟な対応を求める。

○住民票上は空家の住所のまま、所有者等の所在不明である状態が時々ある。電気、ガスなど行政では分からない情報も駆使して、所有者の所在が分かれば、解決困難な空き家への対策の一助になると考える。

○当市においても、民法の財産管理人制度を活用して管理不良空家等の措置を進めた事例があるが、管理人の申立を行うかどうかを判断する際に、空家等の老朽化の状況だけでなく、申立て費用や予納金が回収できるかどうかについても、大きな判断材料となっている。当該空家所有者の市税の滞納状況や財産差押等の債務に関する情報があれば、必要費用の回収の見込みが立てられるので、財産管理人申立制度を利用しやすくなると考える。

各府省からの第 1 次回答

【総務省、経済産業省、国土交通省】

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）第 10 条第 3 項において、「市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。」とされており、提案にある電気、ガス等の供給事業者が保有する情報についても、同項を根拠として提供を求めることができる。

その上で、電気やガス等の供給事業者が保有する情報については、各法を所管している省庁間で協議の上、空家法第 10 条第 3 項に基づき、情報提供を求めることができる情報として位置づけられていることについて各事業者への通知等について必要な対応を検討したい。

【総務省、国土交通省】

次に提案後段の税情報の開示範囲の拡大についてであるが、固定資産税の課税関係情報については地方税法第 22 条の守秘義務の対象となり、原則として外部に提供できないところ、他の行政機関から法令の規定に基づき情報の提供の求めがあった場合には、その重要性や緊急性、代替手段の有無、全体的な法秩序の維持の必要性等を総合的に勘案し、保護法益間の比較衡量を行った上で、必要な範囲内で行う情報提供については守秘義務に抵触しないと解されている。

このため、空家法において「市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。」（空家法第 10 条第 1 項）と規定し、情報提供の求めに関する規定を設けた上で、「固定資産税の課税のために利用

する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について」(平成 27 年 2 月 26 日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課長・総務省自治行政局地域振興室長通知)を発出し、地方税法第 22 条の守秘義務に抵触することなく、空家法の施行のために必要な限度において、空家等施策担当部局が法に基づく措置を講ずる目的のために、内部で利用することが可能な情報その範囲を明確化しているところである。
他の法令により固定資産税の課税情報を利用できる場合においても、内部利用できる情報は所有者の氏名等に限定されているものであり、提案にある課税保留情報や差押え情報については、空家等の所有者等の氏名、住所、電話番号のような「空家法の施行のために必要な限度」の情報とはいえないことから、内部利用の対象とすることは困難である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

空家等の所有者を迅速に把握し、空家対策を効果的・効率的に推進していくためにも電気やガス等の供給事業者が保有する情報を活用することは重要だと考えている。そのため、各事業者への通知の発出時期等を具体的に御教示いただきたい。
また、税情報の開示範囲の拡大に関して、空家特措法の目的を達成するために、空家対策を推進していくには、空家に関して効果的・効率的により多くの詳細な情報を正確に把握する必要がある。課税保留がされている空家については、所有者が不明または不存在であることが概ね特定できることから、課税保留に関する情報が把握できれば、指導等に至るまでの時間の浪費を解消できるメリットに加え、空家特措法の手続きによらず、財産管理人制度の活用など、より合理的な手続きを早い段階で判断できるため、把握すべき重要な情報の一つで「空家特措法の施行のために必要な限度」の情報といえると思う。
課税保留に関する情報を把握するための代替手段はないと考える。また、迅速な空家の課題解決を図ることで、防災、衛生、景観面等の地域住民の生活環境が向上し、地域住民の生命、身体又は財産を保護することができる。地方税法上の空家所有者の保護と空家特措法上の地域住民の生命、身体又は財産の保護を比較衡量しても、課税保留の情報については、公益上有益で必要な範囲内で行う情報提供であると考えられるため、その必要性を総合的に勘案し検討いただきたい。
なお、差押えの情報については、登記簿謄本の取得によることも可能であると考えられるため、当市において、より効率的な情報の把握について、引き続き検討してまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【茨木市】

税情報の開示範囲の拡大に関して、課税保留情報や差押え情報など空家等の所有者等の氏名、住所、電話番号以外の情報は空家法の施行のために必要な限度の情報とは言えず、内部利用の対象とすることは困難との回答であったが、空家対策を担う市町村の実務においては上記のみの情報では不十分であり、空家対策を行う上での阻害要因となっている。例えば、財産管理人制度を活用する場合や、通知しても連絡がない管理不全の空家所有者に対する更なる働きかけの際は、納税額や滞納情報などの情報が得られれば、より効果的な対策が可能となる。平成 27 年に空家法が施行されて 5 年以上が経過しており、現状を踏まえた運用の見直しを行う時期にあるのではないかと。今後ますます空家の増加が予想されることに鑑みて、実効性の高い空家対策を行う観点から、空家法の施行のために必要な限度の情報について見直すとともに、あわせて地方税法第 22 条の守秘義務の解除を柔軟に行うことが必要であると考えている。

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第 2 次回答

電気やガス等の供給事業者が保有する情報については、空家法第 10 条第 3 項に基づき、情報提供を求めることができる情報として位置づけられていることについて、関係府省間で協議の上、令和 4 年度内を目途に各事業者への通知を行うこととしたい。
税情報の開示範囲の拡大に関して、提案団体からは課税保留情報の代替的手段はないと見解を示されており、確かに「課税保留情報は課税情報以外から取得することはできない」と考えるが、一方で本来代替手段の有無という論点においては、課税保留情報から得ようとしている効果である「所有者が不明または不存在であることが概ね特定できる」ことについて、「課税保留情報が代替的手段のない情報であるか」が検討されるべき点であると考えている。

この点については、既に空家法において利用可能とされている戸籍情報等の情報を調査することから得ることが可能であるものと考えられ、代替的手段については存在するものであること等を踏まえれば、課税保留情報については「空家特措法の施行のために必要な限度」の情報とはいえない。
このため、ご提案の税情報等の開示範囲の拡大については対応が困難であるとする。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【経済産業省(2)】【国土交通省(14)】
ガス事業法(昭29法51)、電気事業法(昭39法170)及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)
電気又はガスの供給事業者が保有する契約情報については、市町村長(特別区の長を含む。)が空家等対策の推進に関する特別措置法10条3項に基づき情報提供を求めることができる情報であることを明確化し、供給事業者及び市町村(特別区を含む。)に令和4年度中に通知する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

288

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

セーフティネット保証制度に係る認定機関の拡充

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

財務省、経済産業省

求める措置の具体的内容

セーフティネット保証制度に係る市町村長等が行う特定中小企業者又は特例中小企業者の認定事務について、商工会議所又は商工会の推薦を必要とするマル経融資(小規模事業者経営改善資金融資制度)のように商工会議所及び商工会においても認定可能とすることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

セーフティネット保証制度では、中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の規定により、市町村長等が特定中小企業者又は特例中小企業者の認定を行うこととされている。

【制度改正の必要性】

新型コロナウイルス感染拡大により創設された本制度に係る認定申請の件数が非常に多く、事務負担が膨大なものとなっている。

令和2年度実績:第5項関連が706件(4号認定512件、5号認定194件)、第6項関連(危機関連保証)が544件

令和3年度実績:第5項関連が71件(4号認定41件、5号認定30件)、第6項関連(危機関連保証)が33件

また、認定事務を行う行政職員は、企業経営に対する知識が浅いものが多いため、書面確認による認定事務が作業的になりがちであり、本来行うべき「適切な支援の提供」を行うことが難しい。

【支障の解決策】

セーフティネット保証制度を利用する中小企業者は、経営状況が悪化しているため、制度利用による迅速な融資実行はもちろんのこと、経営状況に対する適切な助言も必要である。

そのため、公的機関に近い立場として中小企業の経営相談を受ける商工会議所及び商工会で認定事務を行うことが可能となることで、厳しい経営状況にある中小企業者の実態を迅速に把握し、融資実行に加えて適切な支援を提供できるようになる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

商工会議所及び商工会が経営が厳しい中小企業者の状況を迅速に把握し、適切な支援につなげることが出来る。また、認定機関を増やすことで、認定事務の迅速化にもつながる。

根拠法令等

中小企業信用保険法第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、八王子市、岐南町、浜松市、豊橋市、山陽小野田市、大村市、宮崎市、延岡市

○個人零細事業主などは、セーフティネット申請とともに、他の補助制度の案内や資金繰りといった経営相談も求められることがあるが、当市では対応が難しいため、商工会議所等を案内することになり事業主の負担となっている。認定窓口が当市のみのため、事務が集中し、かなりの負担となった。会議所等の経営支援機関でも行えるようになれば、その後の支援に繋げやすくなる。また、認定窓口の分散化は事務の一極集中を防ぐことになり、結果的に事務の迅速化に繋がる。その際は、各認定窓口で情報共有が可能になるよう、手続きのオンライン化、プラットフォーム化も合わせて実施してもらいたい。

○各申請を審査する際、事業者ごとに異なる事業内容や、売上高の算出を確認・理解するのに時間を要している。

○令和2年2月以降、セーフティネット保証制度の認定申請が殺到したことにより、これまで累計で約 5,300 件の処理を行っており、担当職員（1名）が少ない中、膨大な事務量となっている。本申請は、感染対策のため、基本的に郵送で対応しているが、緊急的に資金繰り支援が必要となる場合は、金融機関や事業者が来庁して申請するケースも多く、感染リスクが高くなっている。新型コロナウイルス感染症に限らず、原油価格高騰や円安など、世界の不確実性が高まってきており、セーフティネット保証制度の申請件数が今後も増加すると推察される。膨大な事務量を効率的に処理していくため、産官連携の考えのもと、市内中小企業の伴走型支援を実施している商工会議所や商工会を認定機関に追加することで、認定事務の迅速化が図られる。

各府省からの第1次回答

コロナ支援として実施された事業復活支援金の事前確認業務のように、商工会議所・商工会には、その時々の中小企業を取り巻く状況に応じて新たな業務を依頼しているところであり、そうした事務負担増と代替手段の有無を十分に考慮する必要がある。

コロナ禍においては、セーフティネット保証の認定件数が大きく増大（約1万件（令和元年度）→100万件前後（令和2年度、令和3年度）し、市区町村の事務負担が増加した結果、融資の実行に遅れが生じたものと承知。

しかしながら、一部自治体においてはその認定事務の電子化を行うことで事務負担を軽減していることから、まずは認定システム構築に向けた実証事業等を通じて、市区町村の事務の効率化の実現状況等を踏まえ検討する必要があると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

セーフティネット保証制度に係る認定件数については、ご承知のとおり令和2年度に爆発的に増加し、市区町村の事務負担や融資を希望する中小企業者への大きな支障が生じた。

今般のような感染症や災害、世界的な不景気は、今後も定期的に発生することが想定されるため、有事におけるセーフティネット保証制度の円滑な運用体制を構築しておくことが重要であると考えます。

現在は市区町村に限定されている認定機関に商工会議所・商工会が加われば、認定を受けることができる窓口が倍増することとなり、現在は市区町村に集中している事務が分散され、中小企業者への迅速な融資につなげることができる。

さらに、中小企業者の支援に関するノウハウを持つ商工会議所・商工会が認定を行うことで、中小企業者が認定申請の際に、ワンストップ的に各種支援制度の情報入手・申請手続等が可能になるといった、中小企業者にとってのサービス向上も実現することができる。

セーフティネット制度の認定事務の目的は、公的な第三者の関与による客観性の担保だと理解しているが、認定事務自体は、全国一律の基準に沿った、機械的なチェック作業と書類の添付確認作業に留まり、市区町村に裁量・判断の余地はないため、認定機関を市区町村に限定する必要はない。

システム構築による事務負担軽減についても、オフライン申請とオンライン申請の並行期間が出るのであれば、事務負担はむしろ増加することになりかねない。

上記のことから、当初提案のとおり商工会議所・商工会をセーフティネットの認定機関に加えるよう再考いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、事務電子化等の先行事例の紹介等も含め、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

市区町村の認定事務を商工会議所及び商工会に移管するのではなく、案件の内容や市区町村・商工会議所・商工会それぞれの事務負担に応じた対応ができるよう、認定機関の選択肢を増やすという観点から検討いただきたい。
認定機関の拡充について、商工会議所及び商工会の意向を踏まえて検討し、第2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示していただきたい。

各府省からの第2次回答

提案募集検討専門部会でのご指摘を踏まえ、商工会議所、商工会への調査を実施し、その結果を踏まえ検討したい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【経済産業省】

(1) 中小企業信用保険法(昭25法264)

(i) セーフティネット保証制度及び危機関連保証制度に係る市区町村長による特定中小企業者及び特例中小企業者の認定(2条5項及び6項)に関する市区町村が行う手続のうち、一部の補助的業務については、市区町村と商工会議所及び商工会等との合意を前提として、商工会議所及び商工会等の外部機関への委託が可能であることを明確化し、市区町村、商工会議所及び商工会等に通知する。

[措置済み(令和4年12月1日付け中小企業庁事業環境部金融課長通知)]

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

291

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

計量法に基づく水道メーターの検定有効期間の見直し

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

水道事業のDX化に伴うスマートメーターの導入促進に向けた水道メーターの検定有効期間の見直し

具体的な支障事例

【背景】

人口減少に伴い、料金収入の低下や労働力人口の減少が見込まれる中、水道事業運営の仕組みを抜本的に見直し、デジタルトランスフォーメーション(DX)を推進することが求められている。なかでもDX推進の柱となるスマートメーターの導入は、検針費用の削減や水道施設整備の効率化に大きく期待できる取組である。

東京都ではデジタル技術の導入によるお客さまサービスの向上や業務の効率化・最適化を目指し、令和4年から令和6年までに約13万個のスマートメーターの先行導入を計画策定している。

先行導入に当たっては、スマートメーターの購入費用が課題となっており、コスト低減の促進が不可欠である。そこで、将来を見据えた更なるスマートメーター導入の取組を加速させるためには、導入コストに多大な影響を与えている水道メーターの検定有効期間の見直しが急務である。

【支障内容】

検定有効期間の妥当性については、平成12年度の計量行政審議会において審議され、現行の8年を維持するとの判断が示された。しかし、審議当時のメーターに比して計量精度の向上等を踏まえた新基準水道メーターへの切り替えが完了した現在においても、検定有効期間は見直されていない。

また、スマートメーターには、電磁式を含む先進的な計測方式の導入も想定されており、審議当時のメーターとは計測方式が異なるにも関わらず、同一の検定有効期間が適用されてしまう。

【措置内容】

適正な検定有効期間の検討及び電磁式等の普及を見据えた計測方式別の検定有効期間を設定する必要があると考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

機械式メーターの検定有効期間の延長と電磁式メーター等の検定有効期間の新規設定を行うことにより、将来を見据えたスマートメーター導入を加速することができ、お客さまサービスの更なる向上や水道事業運営に係るDXの推進が可能となる。

根拠法令等

計量法第72条、計量法施行令第18条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、ひたちなか市、所沢市、川崎市、横須賀市、浜松市、名古屋市、豊橋市、大阪市、兵庫県、熊本市、大分県

○水道メーターは、技術の進歩により長期の使用に対する支障はほとんど見られないと考えられる。メーターの耐久性等の検証を行い検定の見直しについて再度検討をお願いしたい。今後スマートメーターの導入に向けて検討する上で、メーターの購入・交換費用等が大きな負担となることが課題である。検定有効期間の見直しが行われれば導入コストの低減等につながりスマートメーター導入の促進につながると考えられる。

○スマートメーターに限らず、すべてのメーターで JIS 基準の導入により計量精度が向上している状況にある。JIS 基準の導入後8年以上が経過し、すべてのメーターが新基準メーター設置済の状況であるにもかかわらず、検定満期は8年と変化のない状況である。さらに、スマートメーターは検針員不足、難検針や誤検針の解消など水道事業の課題解決が期待されており、そのために普及促進が急がれている。以上により計量技術が向上した現状や、スマートメーター普及促進を図るため、全てのメーターで計量法の検定満期8年を延長し、維持管理コストの低減を実現して欲しい。

○本市では中山間地域を中心に携帯電話等の不感地域が存在しており、全市的な普及によるデータ通信の安定的なサービス提供が課題となっている。本提案にある検定有効期間の見直しは、導入・運用コストの低減に大きく効果が得られるものであることから、引き続き検討が必要と考えている。

○平成 30 年度に新基準水道メーターへの移行が完了していることから、改めて適正な検定有効期間の検討及び電磁式等の普及を見据えた計測方式の検定有効期間を設定する必要がある。また、本市においても、適正かつより効率的な料金収入業務の執行及びお客様の利便性向上を目的に、水道スマートメーターの導入について検討を行っておりますが、導入コスト高が課題の一つとなっている。機械式メーターの検定有効期間の延長と電磁式メーター等の検定有効期間の新規設定を行うことは、この課題の解決に資すると考える。

各府省からの第 1 次回答

計量法では、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものを「特定計量器」とし、適正な計量を実施するために技術基準を省令で規定している。その特定計量器の中で、使用条件、使用状況等からみて、検定について有効期間を定めることが適当であると認められるものは、個別に検定有効期間が定められている。この検定有効期間は、特定計量器ごとに部品の故障率、劣化具合などのデータや使用実態等を総合的に考慮し、計量性能の維持という観点から政令で定められているもので、水道メーターは、使用に伴い機械的摩耗や水垢の付着等があることから8年と定めている。仮に、検定有効期間を延長するためには、その計量性能の維持という観点から確保できることを技術的に検証する必要がある。この検証には、有効期間である8年を超えて実際に使用された水道メーターの計量性能を確認しなければならないため、使用済み水道メーターを有する水道事業者やメーカー等からのデータ提供が必須である。なお、前回平成 12 年の検討では水道事業者やメーカー等から提供されたデータを元に検証を行ったところ、8年以上使用した場合の誤差や故障率が大きくなったため、有効期間の延長は難しいとの結論となった。ご提案のとおり、その後平成 23 年から新しい技術基準に基づき製造された水道メーター（以下「新基準水道メーター」）の使用が開始され、現在は有効期間である8年以上が経過し、新基準水道メーターで8年以上使用されたものに関するデータを取得することが可能な状況となっているため、関係者の協力を得ながら、見直しについて検討することは可能。ただし、新基準水道メーター（電磁式メーターを含む）の検証には、電磁式メーターの電子部品の検証など平成 12 年当時の検証項目では対応できない部分がある。そのため、当該検討を進めていく上で、電磁式メーターに代表されるような新たな技術を踏まえた上で、検定有効期間を検証するために必要な条件を検討するための検討会を令和3年度より実施し、水道事業者の参画も得ながら検討を進めているところ。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

本都としても、検定有効期間の延長には計量性能維持の観点から技術的な検証が必要であると認識しており、平成 12 年の検討時と同様、使用済み水道メーターに係るデータ提供に当たっては積極的に協力する。ただし、電磁式メーターの電子部品の検証など新たな検証項目も必要と考えており、貴省が主催する検討会において、検定有効期間延長に向けた条件など、技術的な検証に必要なデータをなるべく早期に明確化していただくことを要望する。

また、本提案の趣旨は、水道事業におけるDX推進の柱となるスマートメーターの導入を加速していくため、メーター調達コストの低減を促進するという点である。スマートメーターには、電磁式を含む多様な計測方式の導入

も想定している。スマートメーターのコスト低減は本都としても喫緊の課題と認識しており、電磁式メーター等の検証は従来型のメーターとは異なる検証項目となることを踏まえ、電磁式メーター等の検証を従来型よりも先行して実施することも含めて、早期に検討することを要望する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【川崎市】

令和3年度から実施されている検討会の進展により、早期に検定有効期間が見直されることを望む。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

水道メーターの検定有効期間の見直しについては、令和3年度より検討会にて検証方法の検討を進めているところ、電磁式メーター等の新技術を踏まえた検討が必要なため、予断をもって具体的なスケジュールを回答することは困難。しかしながら、可能な限り早期に何らかの方向性を示すべく検討を進めたいと考えている。上記検討の結果、検証方法が明確になった際には、具体的な検証を開始するための水道事業者等からのデータ提供が必須であり、ご協力をお願いしたい。その際、電磁式メーター等の検証用データを従来型より先に提供いただければ、先行して検証することは可能と考えている。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

—